

鳥獣被害対策関連制度 早わかりマニュアル



監修
農林水産省 農村振興局

平成27年度鳥獣被害対策基盤支援事業
地域リーダー育成研修(集落)

鳥獣被害対策関連制度 早わかりマニュアル

監修

農林水産省 農村振興局

はじめに	4
------	---

第1章

鳥獣被害防止特措法

鳥獣被害防止特措法の概要	6
野生鳥獣による農作物被害等の概要	8
鳥獣被害対策実施隊について	10
鳥獣被害対策のための予算と対策事例について	12
鳥獣害対策の技術的支援	14
コラム 特措法よくある質問①	16

第2章

鳥獣保護管理法

鳥獣保護管理法の概要	18
指定管理鳥獣捕獲等事業の解説	20
認定鳥獣捕獲等事業者制度の解説	22
その他変更点の解説	24
他法令との関係	26

第3章

導入事例の実際

山口県 萩市の場合	28
福井県 鯖江市の場合	32
三重県 伊賀市阿波地区の場合	36
福岡県 みやこ町の場合	40
和歌山県 湯浅町の場合	44
コラム 特措法よくある質問②	48

第4章

鳥獣被害対策関連資料

捕獲鳥獣の食肉利活用等に関する制度と支援	50
野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針概要	51
鳥獣被害防止対策の推進	52
コラム 特措法よくある質問③	54

第5章

法令条文

鳥獣被害防止特措法	56
コラム 電気柵の安全な利用について	62

問い合わせ先・参考文献	63
-------------	----

はじめに

現在の日本における鳥獣被害は、農業や林業、自然環境など広範囲にわたり、その原因も多岐に渡っている。このため、これらの鳥獣被害に適切に対応するためには、関連する法律や予算、鳥獣の生態や対策上の技術など、広範な知識が必要となる。

このうち、法律及び法律に基づく様々な制度等は、鳥獣被害対策の企画・実施の中心的役割を担う地方自治体職員等にとって必要不可欠な知識といえる。

本書は、主な関連法である「鳥獣被害防止特措法」と「鳥獣保護管理法」の要点について解説するとともに、各種制度や支援策についてとりまとめ、優良事例も交えながら、関連制度などの基礎的な事項等についてわかりやすくまとめたものである。

新しく、鳥獣被害対策の担当者となった方々にとって、対策をすすめる上での一助となれば幸いである。

平成28年 3月

鳥獣被害対策関連制度

早わかりマニュアル企画編集委員会

第1章

鳥獣被害防止特措法

鳥獣被害防止特措法の概要

● 目的

鳥獣被害防止特措法は、鳥獣被害が、農林水産業に対する被害に加え、人身被害や交通事故の発生など、広域化・深刻化していることに対応するため、鳥獣被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展・農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、平成19年に制定された法律である。

● 内容

鳥獣被害防止特措法は、現場に最も近い行政機関である市町村が農林水産業被害対策の中心となって、主体的に対策に取り組めるよう、

- 1 農林水産大臣が被害防止対策の基本指針を策定し、
- 2 この基本指針に則して、市町村が被害防止計画を作成するとともに、
- 3 被害防止計画を作成した市町村に対して、国等が財政上の措置等、各種の支援措置を講ずる

という内容である。

本法により、被害状況を適確に把握しうる市町村が、各種支援を活用して、地域の実情に即した対策が実施できるようになり、効果的な被害防止が図られることが期待されている。

● 具体的な支援措置の概要

財政支援

- 市町村が被害防止計画に基づく被害防止施策を実施する際に必要な経費についての特別交付税の拡充（下表参照）
- 農林水産省の補助事業（P.52に詳述）等による支援措置

特別交付税の対象経費

駆除等経費 (交付率8割)	柵（防護柵、電気柵等）、罟、檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
広報費 (交付率5割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
調査・研究費 (交付率5割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費

（注）下線部は、被害防止計画を作成していない場合は交付率が5割となる

権限委譲

- 都道府県が有している被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を市町村が希望すれば、市町村に委譲することが可能。

人材確保

- 市町村は鳥獣被害対策実施隊（P.10に詳述）を設置することができ、民間の隊員については非常勤公務員となるとともに、狩猟税の軽減等が措置。
- 一定の要件を満たす

㊦ 鳥獣被害対策実施隊員については、「当分の間」、

㊦ 鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲に従事する者については「平成28年12月3日までの間」※

銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時における技能講習が免除。

※平成24年の鳥獣被害防止特措法改正により『平成26年12月3日までの間』とされていたところ、平成26年の改正によって、2年間延長されている。

参考

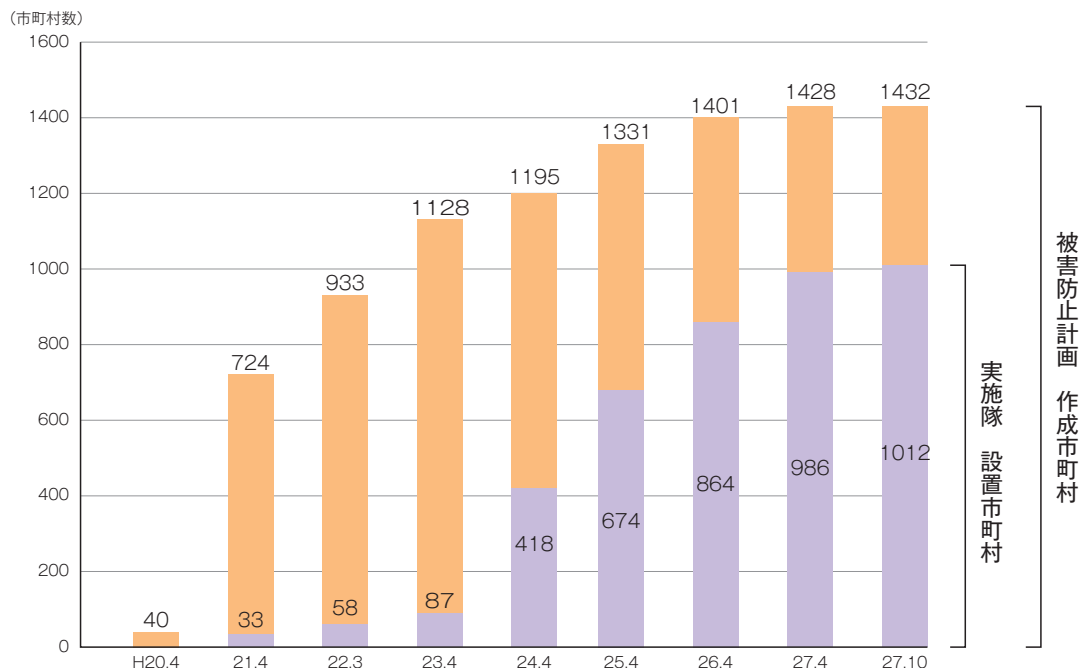
捕獲許可の権限委譲を行う場合の手続き

被害防止計画には、鳥獣保護管理法によって原則として都道府県知事が有している捕獲許可権限について記載することができる。

被害防止計画に権限委譲事項を記載しようとする場合は、事前に都道府県知事に協議し、権限委譲事項の記載について同意を得ることが必要である。

また、被害防止計画に権限委譲事項を記載する場合は、市町村の広報への掲載等により、被害防止計画を公告することが必要である。

被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置状況

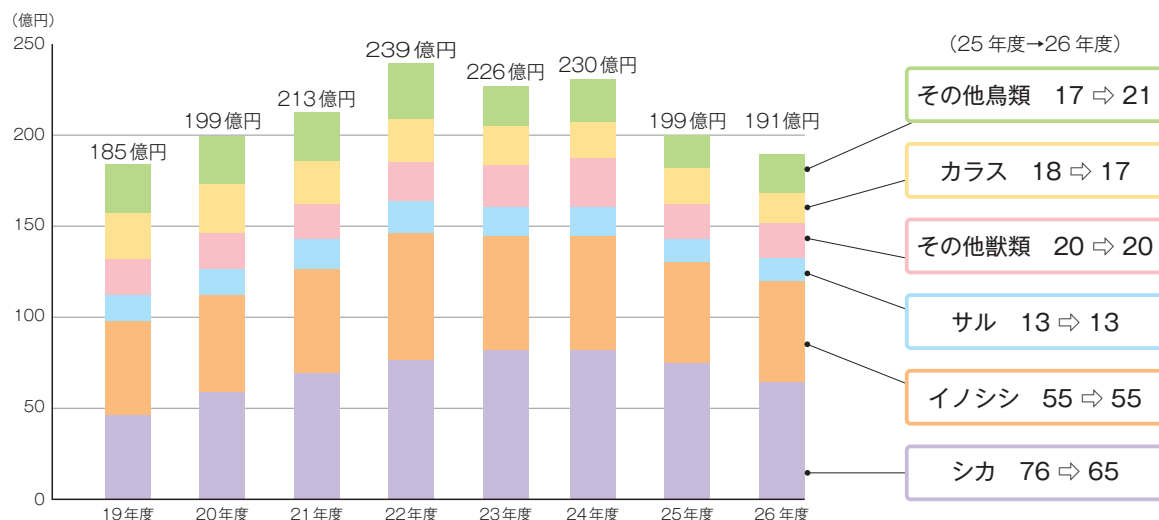


野生鳥獣による農作物被害等の概要

● 野生鳥獣による農作物被害額の推移

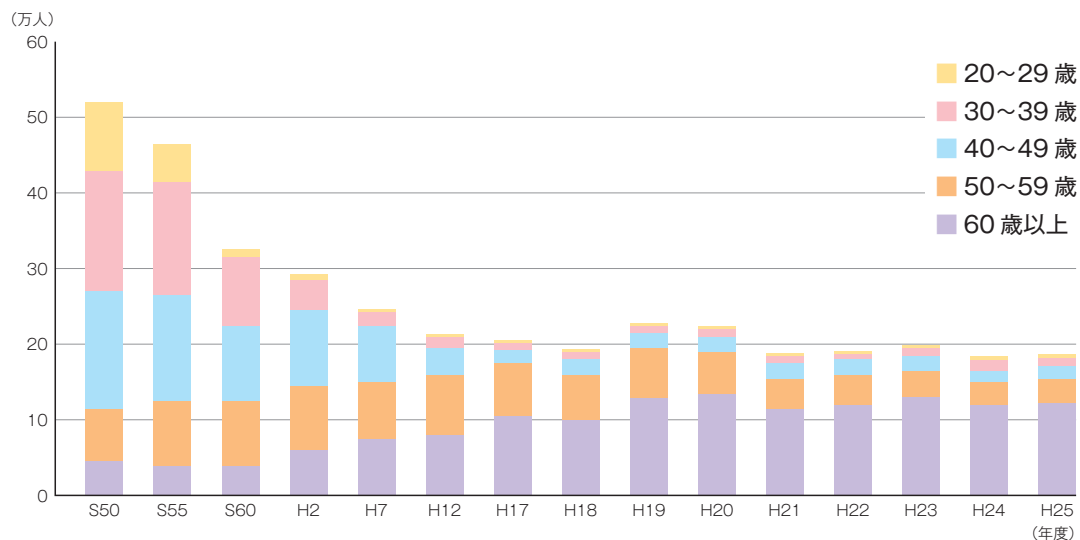
野生鳥獣による農作物被害額の推移を見てみると、最近では200億円前後で推移している。被害地域は我が国全域におよび、被害額の7割が、シカ、イノシシ、サルによるものである。全国各地で被害対策が講じられる一方で被害が継続して発生している背景としては、野生鳥獣の生息域が拡大したことや狩猟による捕獲圧の低下、過疎化・高齢化による耕作放棄地の増加などが考えられている。また、獣害は離農動機の上位を占めており、このことがまた、獣害の拡大につながっている。

農作物被害額の推移



注1：都道府県からの報告による。

全国における狩猟免許所持者数(年齢別)の推移



● 野生鳥獣による森林被害の推移

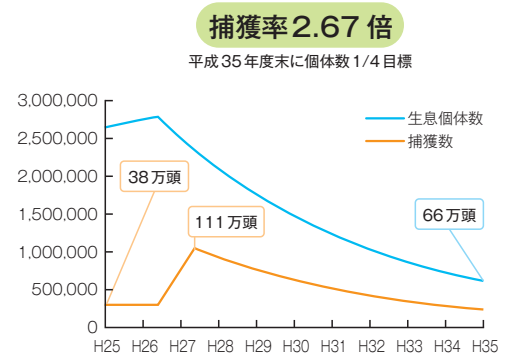
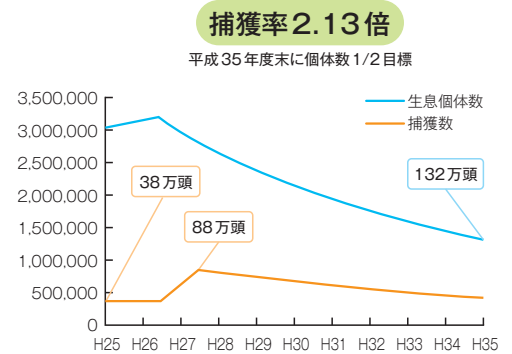
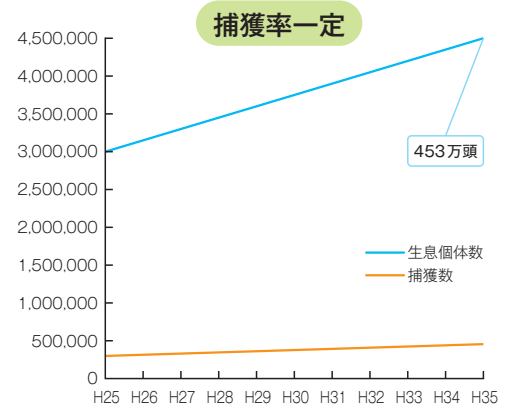
野生鳥獣による森林の被害は、平成26年度には約9000haにも達しているが、その8割がシカによるものである。

● 将来予測

環境省のデータによると平成25年には、北海道を除く本州以南に305万頭（中央値）のシカが生息していると考えられているが、その繁殖率は非常に高いため、現状の増加率のまま進めば、平成35年度には453万頭に達すると予測される。

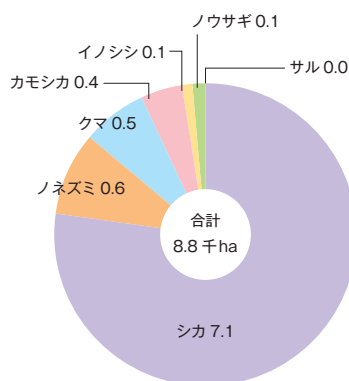
シカの捕獲について、平成35年度までに平成24年度の個体数（264万頭）から半減させることが目標として定められている。これを平成27年度から捕獲を強化し達成するためには、捕獲率を現状の2.13倍にする必要がある。（平成35年度には132万頭となり、平成24年度の約1/2となる。2.67倍では約1/4になる）。

将来予測(シカ)

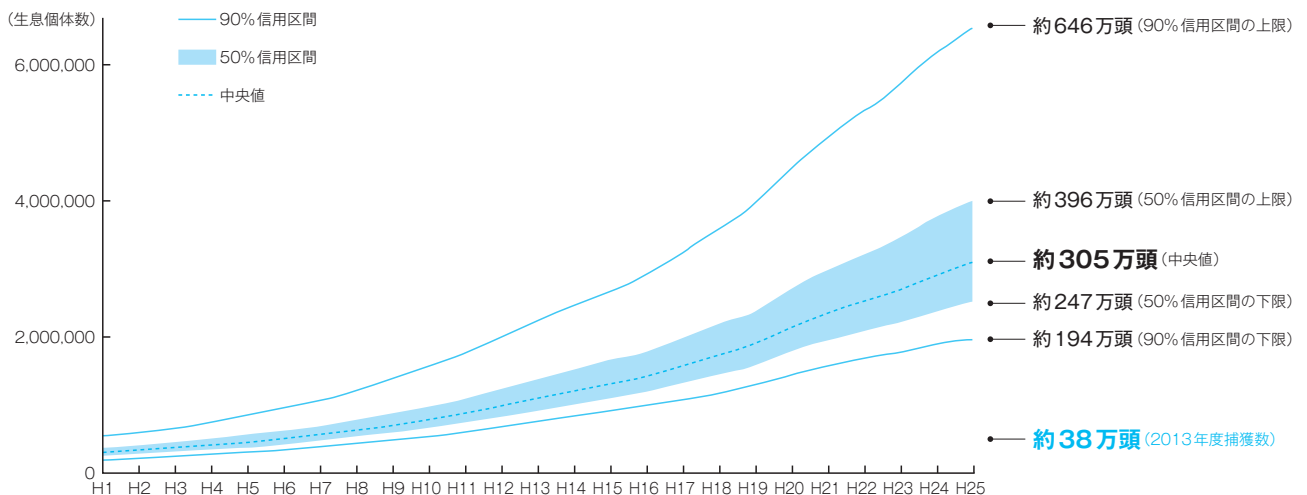


※捕獲率：推定個体数に対する捕獲数の割合

野生鳥獣による森林被害面積 平成26年



個体数推定の結果(シカ)



(参考) 平成25 (2013) 年度の北海道の推定個体数は約54万頭 (北海道資料)

鳥獣被害対策実施隊について

● 鳥獣被害対策実施隊の概要・隊員構成

鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣被害防止特措法に基づいて市町村が設置することができることとされている、被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置等の実践的な活動を担う、いわゆる被害対策チームである。

その隊員には特段の資格要件はなく、市町村長が

1 市町村職員から指名する者

2 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者

で構成することができ、民間（市町村職員以外）の隊員は、市町村の非常勤職員としての身分を有することになる。このため、例えば当該市町村に在住していない者を隊員に任命することも可能である。

活動例



捕獲活動



柵の設置



緩衝帯の設置

（その他、追払い活動、農業者への指導・助言や生息状況調査など）

● 鳥獣被害対策実施隊への優遇措置

鳥獣被害対策実施隊を設置した場合、その隊員や設置した市町村には優遇措置が講じられている。

優遇措置	技能講習の免除	一定の要件を満たす実施隊員については、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新等の申請に際して、技能講習が免除される
	狩猟税の軽減	実施隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者（対象鳥獣捕獲員）は狩猟税が非課税
	公務災害の適用	実施隊員のうち、民間の隊員については非常勤の公務員となり、被害対策上の災害に対する補償を受けることができる
	活動経費に対する特別交付税措置	市町村が負担する実施隊の活動に係る経費については、その8割が特別交付税措置される
	ライフル銃所持許可の特例	実施隊員であれば、継続して10年以上の猟銃の所持許可がなくても、銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためにライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象になり得る

また、市町村等の鳥獣被害対策を支援する国の補助事業（農新水産省：鳥獣被害防止総合対策交付金（P.53に詳述））において、鳥獣被害対策実施隊の活動支援を目的として重点的な支援が講じられている。

実施隊への重点支援の内容	補助率の嵩上げ	通常のソフト対策の補助率が1/2であるのに対して、実施隊を中心とした活動については定額助成を行う。（市町村当たり上限は200万円、狩猟免許を有する実施隊員数に応じて上限額を設定）「サル複合対策」は原則100万円、「他地域人材活用」は1人あたり10万円（100万円を上限）、銃猟有資格者が存在する実施隊を有する市町村の広域捕獲活動は50万円を加算
	交付金の優先配分	都道府県への交付金の配分に当たり、実施隊の設置状況に応じて優先配分
	ソフト予算のメニュー拡充	実施隊の活動等を支援するソフト予算のメニューを拡充（平成26年度より実施隊の体制強化に向け、農業者団体などの民間団体が取り組む鳥獣被害総合防止活動へ支援を行う）

鳥獣被害対策のための予算と対策事例について

● 鳥獣被害対策のための予算（支援の対象）

鳥獣被害防止特措法では、国等は市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じることとされている。主なものとして、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金によって、市町村が中心となった地域ぐるみの被害防止の取組に対して支援が行われている。

鳥獣被害を防止するためには、柵の設置や鳥獣の餌場の管理など複数の取組を総合的に、地域の関係者が一体となって講じることが効果的であることから、次のような様々な取組が支援の対象とされている。

（鳥獣被害防止総合対策交付金の支援対象の取組の例）

- ☐ 鳥獣の田畑等への侵入を防ぐ金網柵や電気柵の設置
- ☐ 田畑等に鳥獣を寄せ付けないための放任された果樹の撤去や追払い活動
- ☐ 農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲
- ☐ 捕獲した鳥獣を食肉等に利活用するための処理加工施設の整備

鳥獣被害防止総合対策交付金の予算額の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28（概算決定額）
予算額	28億円	28億円	23億円	113億円	95億円	95億円	95億円	95億円	95億円

このほか、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業（P20に詳述）による、認定鳥獣捕獲等事業者によるシカやイノシシの捕獲の推進など、関係省庁が一体となった支援が実施されている。

● 支援を利用した総合的対策の取組事例

群馬県下仁田町

群馬県下仁田町では、地域が一体となったサル・イノシシ対策の総合的な取り組みが進められている。山と農地の間に広がる休耕地に牛を放牧して、藪を取り払うことで野生鳥獣が出没しやすくなる対策も行われた。またサル、イノシシ、ハクビシンなど、獣種に合わせた防護柵も導入している。

これらの取組により平成16年には645万円だった農作物被害額は、平成23年には394万円に減少した。



電気柵

佐賀県武雄市

佐賀県武雄市では、鳥獣被害対策の一環として平成21年4月に「いのしし課」が新設された。いのしし課は捕獲したイノシシ肉を利活用し地域の資源として特産品・ブランド化することを目的としている。実施隊による捕獲活動はもちろん、集落が一体となった農作物残渣の撤去、緩衝帯整備、防護柵の設置など「捕獲・棲み分け・防除」を総合的に取り組んだ。これらの取組により平成17年には770万円だった農作物被害額は、平成23年には444万円に減少した。

(平成27年8月よりいのしし課は廃止され、業務は農林課へ引き継がれた)



開発商品 イノシシ肉

沖縄県本島南部地区

沖縄県本島南部地区では、中型の鳥類シロガシラによる被害に対応し、広域的な地域協議会での取り組みを行っている。

シロガシラによる野菜等農作物被害が近年急速に拡大する中で、平成20年度には広域的な被害防止計画を策定した。これを受け農協を事務局に広域的な協議会が発足した。

シロガシラの生態に基づく捕獲器の改良、設置環境の整備などの工夫を進め、捕獲器4基を置いたほ場で1カ月に200羽を超える捕獲に成功した。さらに捕獲体制の整備等により、より効果的な捕獲活動を推進している。

この取組により平成20年に3700万円だった農作物被害額が平成22年には2800万円ほどになった。



シロガシラ

鳥獣害対策の技術的支援

● 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度

野生鳥獣による農作物被害の防止に関する専門的な知識と経験を持ち、的確な助言を行えるものが「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として農林水産省に登録される。各自治体が効果的な鳥獣被害防止対策を実施するため、助言を必要とする場合は、登録されたアドバイザーの中からもっとも条件に適合する人材を選び、連絡先の提供を受ける。

● アドバイスの内容

登録アドバイザーが行う助言等の内容は以下のとおり。
(すべての事項を義務付けるものではなく、具体的な内容は当事者間の調整による)

- 1 地域における被害防止体制の整備
- 2 防護柵等の被害防止施設の整備
- 3 被害防止のための捕獲対策
- 4 野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術
- 5 地域における被害防止対策の担い手の育成
- 6 その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

● アドバイザー利用の流れ

ステップ1

登録アドバイザーに助言等を依頼しようとする者(以下「利用者」)は、農林水産省のホームページ等において公表された情報から、自らの活動に有用と思われる者を選択し、連絡先を農村振興局農村政策部農村環境課鳥獣対策室または、地方農政局農村振興部農村環境課に照会する

ステップ2

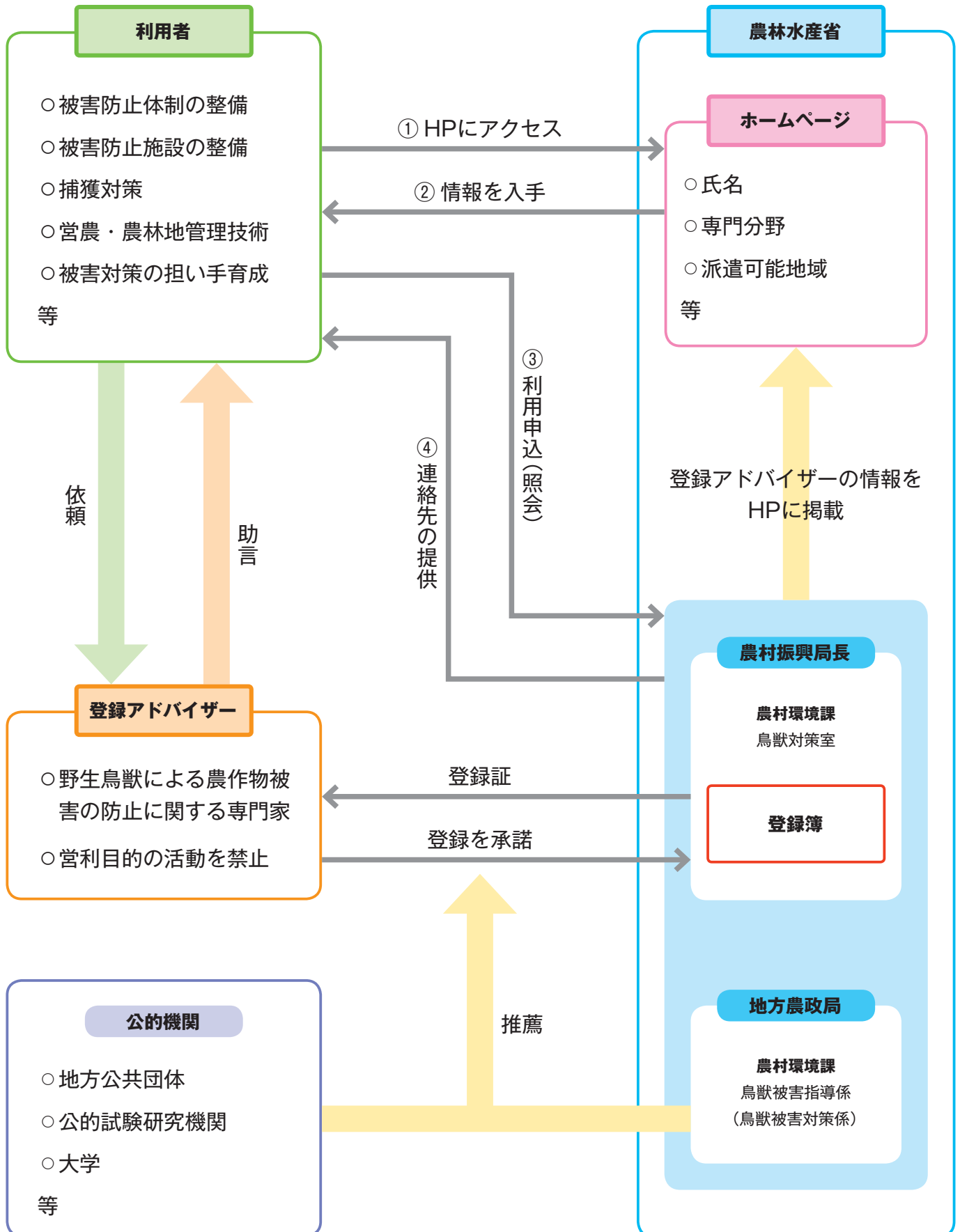
連絡先の提供を受けた利用者は、直接、登録アドバイザーに連絡し依頼する助言等の内容や経費負担について調整する

ステップ3

利用者から登録アドバイザーに対して支払われる経費については、交通費、滞在費等に係る実費相当額を基本とし、あらかじめ双方が合意した額とする

ステップ4

依頼した助言等の活動に関連して、データ収集等の調査が必要な場合には、利用者は当該調査の実施に当たり積極的に協力する



特措法よくある質問①

Q1 農林水産大臣が定める被害防止施策の基本指針の内容はどのようなものか

A 基本指針には大きく3つの項目がある。

- ① 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
- ② 被害防止計画に関する事項
- ③ その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

被害防止施策の実施に関する基本的な事項を見てみると、以下の11の項目が定められている。

- ① 基本的な考え方
- ② 被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査及び被害原因の究明
- ③ 実施体制の整備
- ④ 鳥獣の捕獲等
- ⑤ 侵入防止柵の設置等による被害防止
- ⑥ 捕獲鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等
- ⑦ 国、地方公共団体等の連携及び協力
- ⑧ 研究開発及び普及
- ⑨ 人材育成
- ⑩ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画の作成または変更
- ⑪ 生息環境の整備及び保全

Q2 市町村が作成する被害防止計画では、どのような事項を記載するのか

A 市町村が定める被害防止計画では、以下の8項目について記載する。

- ① 対象鳥獣の種類及び被害防止計画の期間等
- ② 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
- ③ 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
- ④ 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
- ⑤ 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害が生じ、また生じるおそれがある場合の対処に関する事項
- ⑥ 被害防止施策の実施体制に関する事項
- ⑦ 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
- ⑧ その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

第2章

鳥獸保護管理法

鳥獣保護管理法の概要（改正内容含む）

● 概要

平成26年5月、いわゆる鳥獣保護法、正式名称「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」は、題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と改正され、内容も一部が改正された。

改正後の目的には、これまでの「鳥獣の保護」「狩猟の適正化」に加えて「鳥獣の管理」が追加されることになった。シカやイノシシが増えすぎていることにより、自然生態系への影響及び、農林水産業への被害が深刻化している。また狩猟者の減少・高齢化により担い手の育成も必要とされることなどから法改正が行われた。

● 体系

環境大臣は、鳥獣保護管理事業計画を進める上での基本ルールや、希少鳥獣の保護、指定管理鳥獣に関する事項を盛り込んだ基本指針を策定する。

その基本指針に即して、都道府県が鳥獣保護管理事業計画を作成する。

第一種特定鳥獣保護計画

生息数が著しく減少又は生息地が縮小している鳥獣に対する保護計画。

第二種特定鳥獣管理計画

生息数が著しく増加又は生息地が拡大している鳥獣に対する管理計画。

希少鳥獣保護計画

国際的または全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣の保護（希少鳥獣）に関する計画。

特定希少鳥獣管理計画

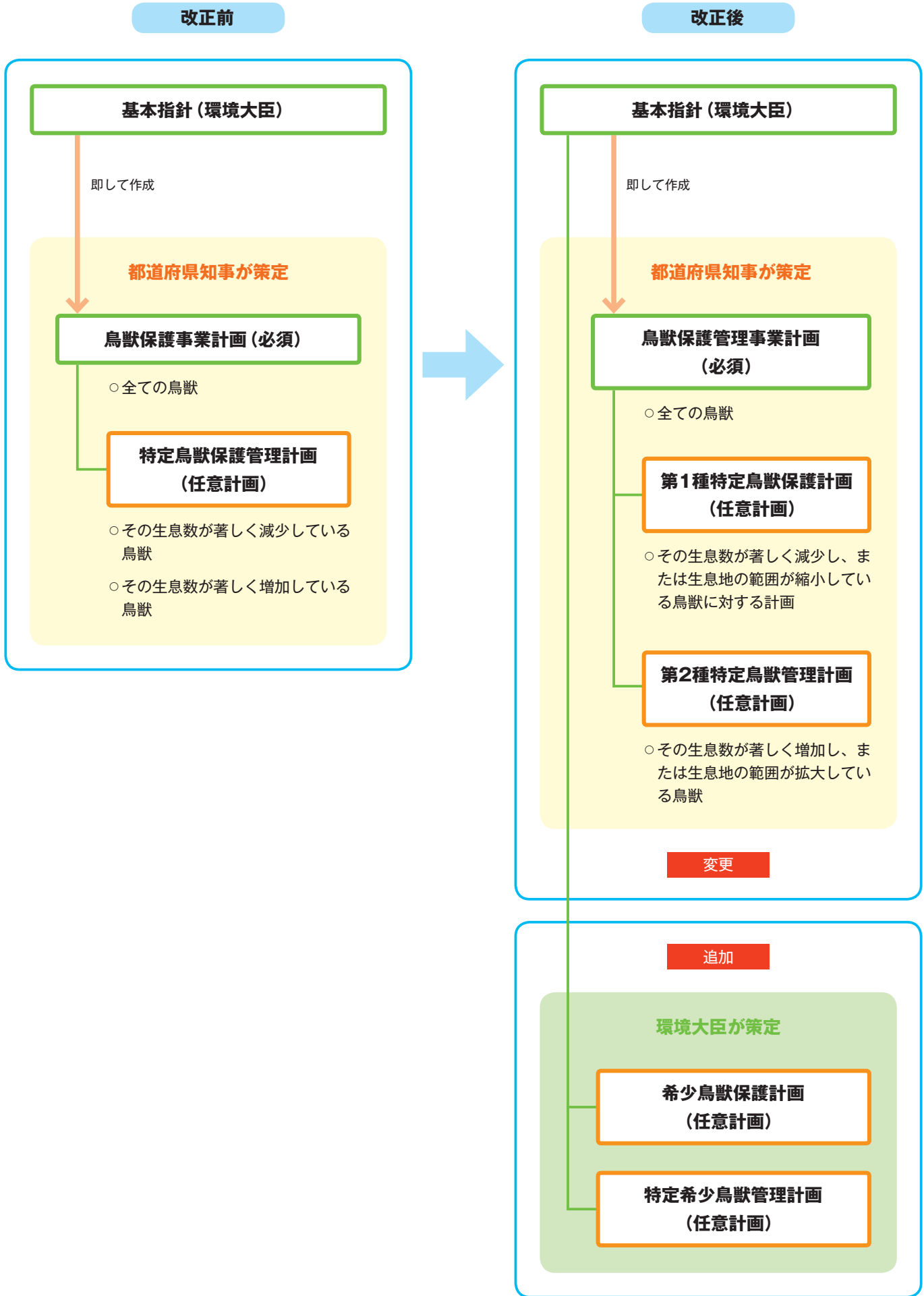
特定の地域においてその生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣の管理に関する計画。

● 鳥獣の保護…

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。（鳥獣保護管理法第2条第2項）

● 鳥獣の管理…

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。（鳥獣保護管理法第2条第3項）



指定管理鳥獣捕獲等事業の解説

● 概要

指定管理鳥獣捕獲等事業は、平成27年5月に改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により創設された。

内容としては、広域的かつ集中的に管理が必要であると環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）を都道府県及び国が捕獲等を行う事業である。

認定鳥獣捕獲等事業者が指定管理鳥獣等事業を受託した場合、表面上鳥獣被害防止特措法で設置される鳥獣被害対策実施部隊と間違いやすいので注意する。2つの制度の相違点について、右ページにまとめたので参照されたい。

● 流れ

環境大臣が指定管理鳥獣（現行はシカとイノシシ）を指定し、都道府県が鳥獣保護管理法に基づいて第二種特定鳥獣管理計画（P18参照）を策定する。その後、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を策定。実施計画には以下の項目を記載する。

- 指定管理鳥獣の種類
- 事業の実施期間
- 事業の実施区域
- 事業の目標
- 事業の内容（捕獲した個体の放置、夜間銃猟含む）
- 実施体制
- 住民の安全確保等

計画策定後、捕獲を実施する。捕獲は都道府県又は国の機関となっているが、事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者（認定鳥獣捕獲等事業者制度については、P22参照）その他環境省令で定める者に委託することが出来る。

● 特例について

指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例については以下の通り。

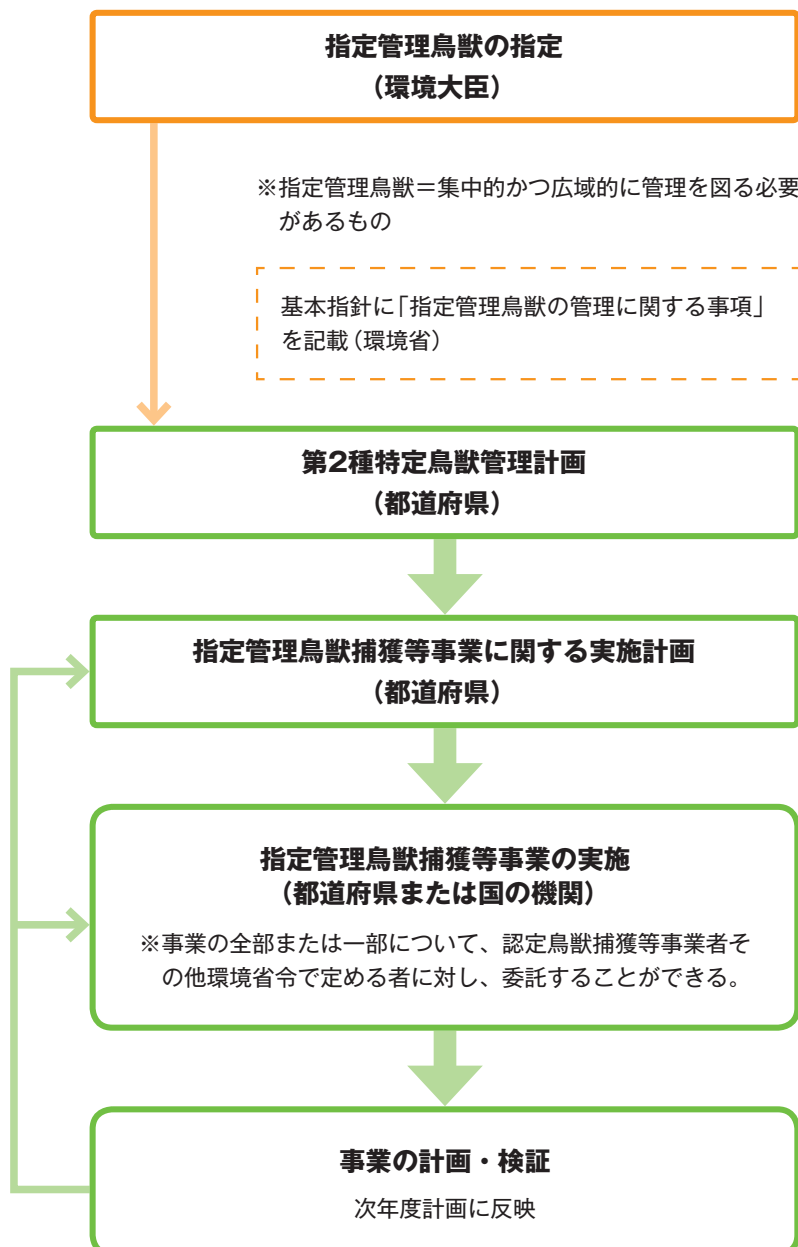
なお下記はいずれも都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業として行う場合に限定的に認められる規制緩和であり、一般的な狩猟等で緩和されるものではない。

- 1** 捕獲等の禁止（法第8条）を適用しない。
- 2** 鳥獣の放置の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- 3** 夜間銃猟の禁止（法第38条第1項）を適用しない。夜間銃猟の実施を含む認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時や区域、方法、体制などについて都道府県知事の確認を受けた場合に限る。

指定管理鳥獣捕獲等事業と鳥獣被害対策実施隊制度の違い

	指定管理鳥獣捕獲等事業 (認定鳥獣捕獲等事業者が受託することを想定)	鳥獣被害対策実施隊
根拠法	鳥獣保護管理法（環境省）	鳥獣被害防止特別措置法（農林水産省）
財源	環境省の交付金が都道府県に支払われる	農林水産省の交付金が市町村に支払われる
目的	広域的な鳥獣の個体群管理	農林水産業への被害防止
計画	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（都道府県作成）	被害防止計画および緊急捕獲計画（市町村作成）
事業主体	都道府県または国の機関	市町村等（事業主体ではなく設置主体）
事業の担い手	認定鳥獣捕獲等事業者等（法人）	市町村長が 1. 市町村職員から指名する者、または、 2. 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者
捕獲従事者の立場	捕獲従事者は上記法人に所属	民間隊員は市町村の非常勤職員
対価の支払い	発注者と法人が委託等契約を結び、業務に対する契約金額が支払われ、法人が捕獲従事者に賃金等を支払う	非常勤職員として市町村から報酬が支払われるほか、別途、市町村から捕獲報償費が支払われる場合がある

指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ



認定鳥獣捕獲等事業者制度の解説

● 概要

認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣の捕獲等を実施する者（法人）が都道府県知事に申請し、基準に適合した場合に認定される。この場合の有効期間は3年である。

● 認定の基準

- 1 安全管理を図るための体制が基準に適合
- 2 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- 3 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- 4 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- 5 その他事業実施のために必要な基準に適合

※ 夜間銃猟をしない場合は2を除く。

※ 基準の詳細は環境省令で規定。

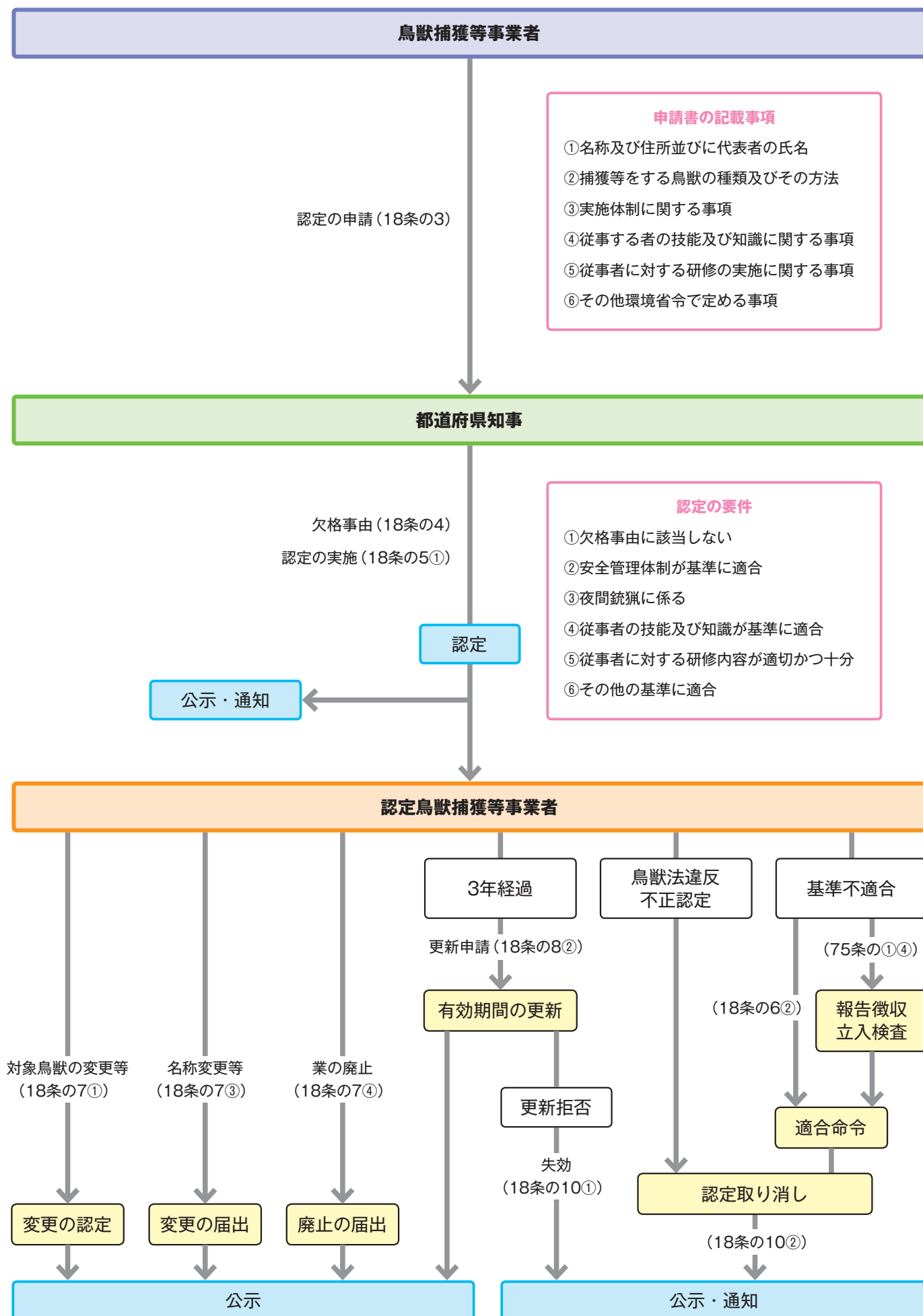
● 認定の効果

認定を受けた場合、以下のような特例が認められる。

- 全ての基準を満たした事業者に限り、指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となれる。
- 「認定鳥獣捕獲等事業者」の名称を使用することが出来る。
- 従事者の適性試験が免除される。
- 法人として捕獲等許可の対象となれる。

詳しくは環境省のホームページを参照のこと

<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html>



その他変更点の解説（麻醉銃銃の許可など）

● 住居集合地域等における麻醉銃銃の許可

申請者が都道府県知事宛に申請を出し、許可を得た場合、生活環境に係る被害を防止するため、住居集合地域等において麻醉銃銃を使用した鳥獣の捕獲等（麻醉銃銃）ができる。

1 麻醉銃銃の所持と使用

麻醉銃銃を所持するには、銃刀法に基づき管轄する都道府県公安委員会（管轄する都道府県警察署生活安全課が窓口）から審査を受けて許可を受けねばならない。

麻醉銃銃では銃銃の所持に必要とされている筆記試験や実技試験がなく、警察の審査を通過すれば、麻醉銃銃の所持と使用が可能である。また麻醉銃銃は一つの銃銃を複数の人間で使用することも認められる場合がある。

麻醉銃銃所持許可申請の際、人命救助に従事するものとして届出済証明書に登録すれば、所持者の監督のもと、登録者も麻醉銃銃を使用できる場合がある。

麻醉銃銃は、特殊な状況下での対応が求められるため、捕獲従事者には野生鳥獣に対する麻醉銃銃の経験、技術、実績等を求めることが望ましい。

2 麻醉薬に必要な許可

現在麻醉銃銃で使われる麻醉薬として多く用いられるのが塩酸ケタミンである。これは麻薬指定されている薬物で、野生動物に使用する際は法律により麻薬研究者の許可が必要と定められている。

塩酸ケタミンと混合して使用される塩酸メドミジンは要指示医薬品に分類され、獣医師の指導のもと使用することができる。捕獲の際に使用するには獣医師による処方箋または指示が必要である。麻醉銃銃を使う捕獲従事者は使用する薬剤の薬理作用や安全使用についての知識を持つことが重要である。

3 麻醉銃銃の安全な使用

麻醉銃銃を使用した捕獲に関して注意すべき点を示す。

麻醉銃銃により捕獲された動物が横臥していても、安易に近づかない。これは麻醉導入が不完全だった場合、不意に動物が暴れることで、作業者に危険がおよぶことが考えられるためである。

作業者に対する麻醉薬の誤投与をさけるため、以下のような予防策が必要である。

- ☐ 銃口は人に向けない、発射するまで引き金に指はかけない、麻醉銃銃に安全装置がある場合はかならずかける
- ☐ 発射の予定がない場合、麻醉銃銃から投薬器を抜き、投薬器の加圧を解除する
- ☐ 麻醉銃銃は発射寸前まで加圧しない
- ☐ 麻醉薬を充填した投薬器は、麻醉銃銃に入れるまで、加圧しない

● 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ

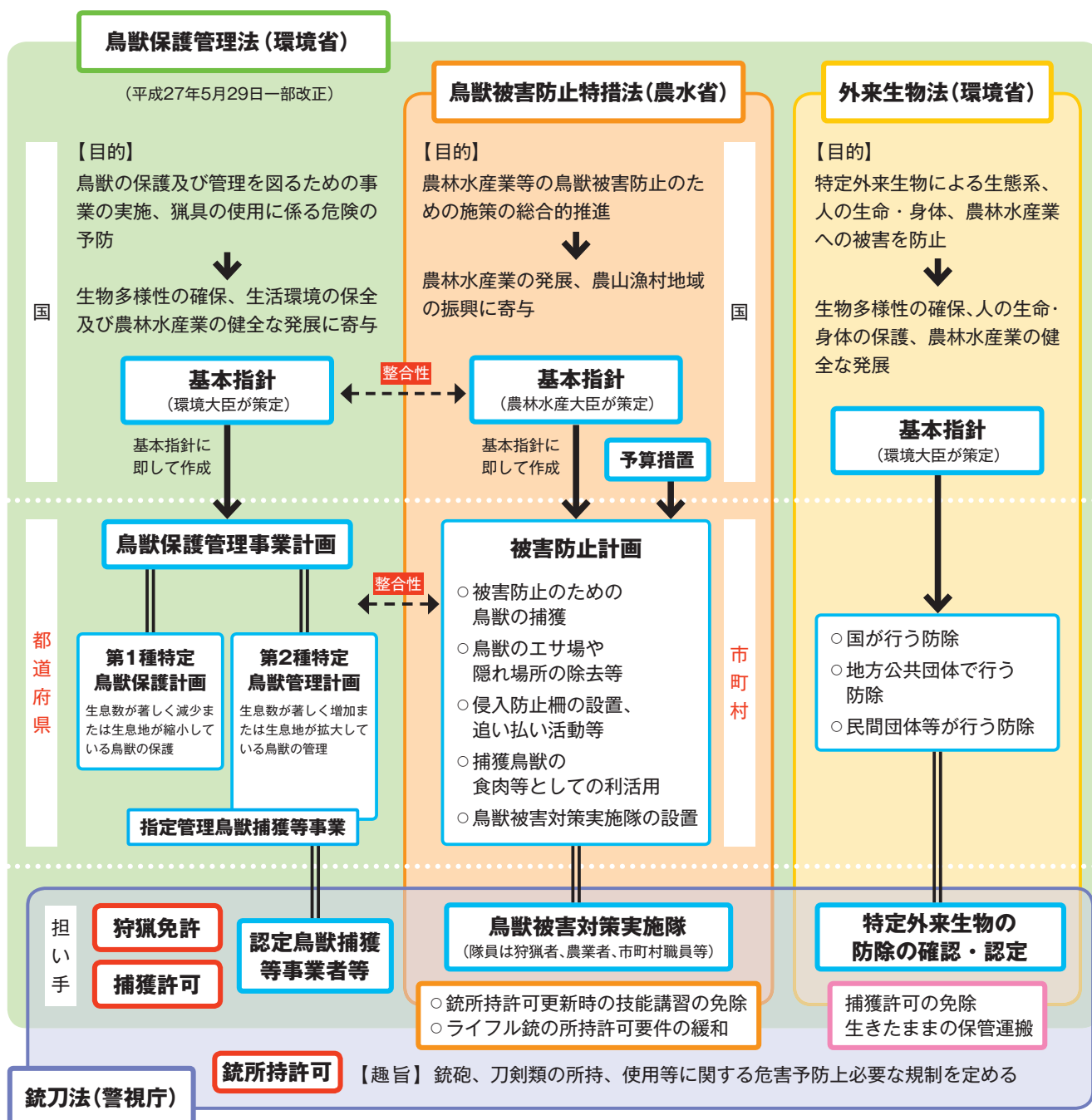
狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、これまでの満20歳以上から満18歳以上に引き下げられた。

他法令との関係

● 各法律の範囲

野生鳥獣を捕獲する際に必要となる狩猟免許や捕獲許可に関しては、鳥獣保護管理法により定められ、都道府県知事にその権限がある。しかし鳥獣被害防止特措法に定められる被害防止計画を作成した市町村が希望した場合には、許可捕獲に関する権限を都道府県から委譲することもできる。また、捕獲にあたって猟銃を使用する場合には、銃所持許可が必要になるが、これは銃刀法により定められている。また特定外来生物においては外来生物法に基づいた防除も可能である。

鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法、外来生物法、銃刀法の関係



第3章

導入事例の実際

山口県 萩市の場合

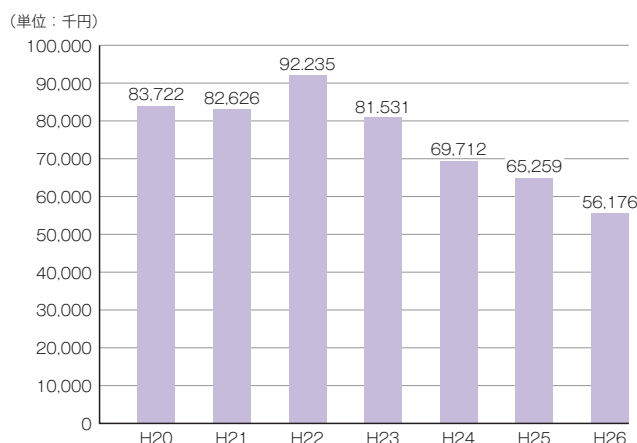
捕獲のみに頼っていた従来の被害対策では十分な効果が得られないことから、モンキードッグの養成、サルパトロール隊の設置といった住民を巻き込んだ被害対策や地域ぐるみの活動支援のためのモデル集落の育成を実施。萩阿武地域において平成 22 年度に 101,850 千円であった野生鳥獣による農作物等被害額は平成 25 年度には 80,399 千円と大幅に軽減している。

● 萩市における鳥獣被害の概要

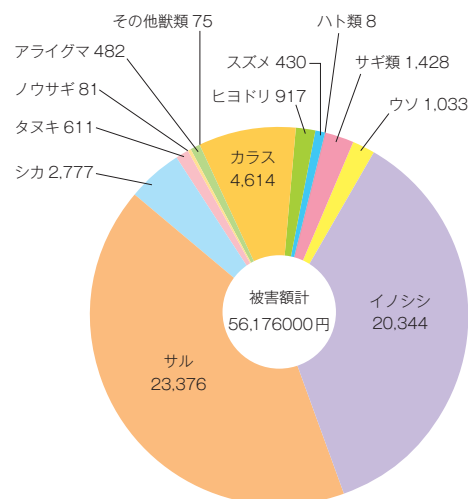
萩市における野生鳥獣による農作物被害額の推移を見てみると、平成22年の約9,200万円をピークに徐々にではあるが、被害金額は減少傾向にある。

農作物被害額を獣種別に見てみると、イノシシとサルの被害で全体の8割を占めている。シカによる被害は現在のところ大きくはないが、県西部の個体群が、萩市に侵入をはじめており、今後被害が拡大していくと予想されている。

萩市の野生鳥獣による農作物被害額の推移



平成26年度野生鳥獣による農作物被害の内訳



● サル被害に強い集落づくり拡大支援事業

モデル地区に導入したサル対策に一定の効果が確認されたことを受け、この対策を導入する地域に最高40万円までの補助を行うこととした。

補助の対象となる対策：ねらい

猿落君の設置	高齢者、女性も参画する
放任果樹除去、集落点検	餌場を無くす、村の弱点を知る
サル被害対策研修会	敵を知る
パトロール、追い払い活動	自分たちで守るという意識を持つ
緩衝帯整備	サルが嫌がる環境をつくる

● 猿落君の設置

比較的安価な材料で、設置の手間もかからない猿落君は、高齢者や女性が設置作業に参加しやすいというメリットがある。進入を完全に防ぐためには、追い払い活動などと組み合わせる必要があるが、作業に多くの人に関わることで、地域全体でサル対策に取り組むという意識付けを促すことができる。



支柱がしなるので脚立なしに設置が可能

● 放任果樹除去、集落点検活動

放任果樹や収穫し残した野菜などを除去し、集落の餌場としての価値を下げる。また放任果樹の位置やフェンスの破損箇所をマップに落としこむことで、集落の弱点を明確にすることができる。

● サル被害対策研修会の開催、追い払い活動

サル被害対策研修会を開催することで、サルの生態と被害対策について基本的な内容を勉強してもらう。これが住民一人一人の獣害対策に対する意識を高めることにつながっている。また研修会で自作した道具を使って、追い払い実習も行っている。



ロケット花火による追い払い活動

● 緩衝帯整備

サルやイノシシが安全に身を隠すことのできる、藪や竹林を切り払い、集落の安全な餌場としての価値を下げる。国の補助でも同様のことができるが、萩市では、より小規模な刈り払いや一度刈り払った場所を再度刈り払う場合も、補助の対象としている。

● モンキー犬養成事業

集落に出没するサルを追い払うため、モンキー犬の養成事業を平成22年から行っており、これまでに14頭のモンキー犬を認定した。モンキー犬としての訓練を希望する飼い主を集め、講師を呼ぶ講習会方式で訓練を進めている。訓練内容は呼び戻しができるよう、服従訓練が中心。飼い主は週1回程度の講習会に飼い犬とともに参加し、そこで学んだ内容を次の講習会までに反復練習しておく。訓練の方式には、訓練所などに預け入れる方法もあるが、費用が高く、また訓練を終えて飼い主の元へ戻っても、飼い主がモンキー犬を上手く扱えないという問題が起きる場合もある。また服従訓練は繰り返し行う必要があるが、講習会方式ならば飼い主自身が訓練を継続していくことも可能である。訓練にかかる費用は市が負担している。

このモンキー犬事業はあくまで飼い主である農家の被害軽減のために行っている。このためモンキー犬の飼い主は、地域で行う追い払いに対する義務を負わない。



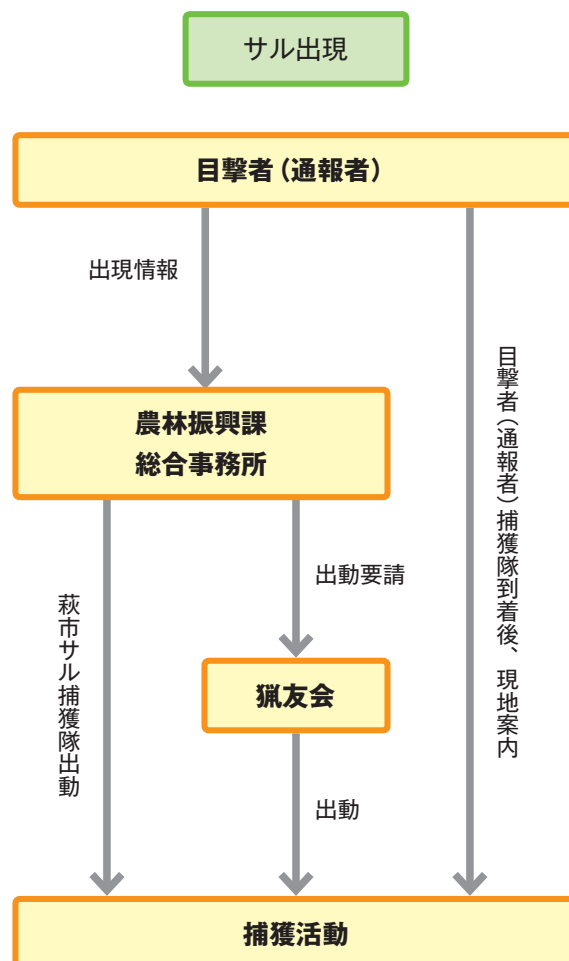
認定されたモンキー犬

● 萩市サル捕獲隊緊急養成事業

狩猟免許を取得した、市職員が公務としてサルの捕獲を行う。猟友会による捕獲に代わるものではなく、あくまで猟友会の補完を目的としたものである。

従来、サルによる農作物被害を軽減するために、地域内猟友会の中から捕獲隊を結成し、銃器によるサル捕獲業務を委託していた。しかし地域の猟友会も高齢化が進み、人員も減少傾向にある。また、猟友会による捕獲活動のほとんどは、土・日曜に行われているため、平日における迅速な出動が困難であった。そこで、市職員による捕獲隊がサル出現の通報に迅速に対応し、被害を軽減する。

捕獲対象はサルのみ、有害鳥獣捕獲許可期間は通年、許可区域は萩市全域としている。勤務時間内に限定された活動であることから、市役所内に猟友会分区分を設立した。この活動に際しては、地域猟友会の理解・支援のもと活動をしている。



● 地域ぐるみの捕獲体制の確立

全国すべての猟友会に言えることだが、会員の高齢化と人員の減少は大きな問題となっている。加えて、地域から寄せられる捕獲への期待や捕獲した鳥獣の処理など、捕獲に占める猟友会の負担が大きくなっている。このため萩市では、一定の条件を満たせば、狩猟免許を持たない人でも補助者として、活動が可能となる制度を運用している。狩猟免許を持つ捕獲従事者と補助者では、以下のような役割の分担がある。

補助者として認められる条件

- 1 捕獲に銃器を使用しない
- 2 従事者の中に狩猟免許取得者がいる
- 3 申請者が補助者を希望するものに対し、講習会を実施することで、捕獲技術、安全性等が確保されている場合

免許所持者と補助者の役割分担

免許所持者：罟の設置、仕掛けのセット、止め刺し、補助者の指導等

補 助 者：罟の運搬・設置、点検、見回り、餌の補充等

● 成果と課題

萩市における鳥獣害対策の課題は『サル被害に強い集落づくり拡大支援事業』の継続とさらなる普及である。『サル被害に強い集落づくり拡大支援事業』は地域が一体となったサルの総合的防除対策に対する支援事業である。この事業を活用し、総合的なサル対策を行っている集落では、確実に一定の効果が見られるため、この成果を近隣の集落へ広げていくことが重要である。ただし、総合的な防除対策を行うためには、地域が一体となり、各住民が当事者意識を持つことが必要である。その点で猿落君の設置には、老人や女性など集落の多くの住民が参加することができ、地域の一体感や当事者意識を芽生えさせるのに役立っている。これは物理的な防除にも劣らない効果である。

『萩市サル捕獲隊緊急養成事業』では地域住民の要請によって、サルの捕獲に市職員が対応する。この要請の頻度は時期によって大きく異なり、一日に2度連絡が入ることもあれば、しばらく要請がまったく来ない時もある。捕獲の要請があった際にその地域が総合的な防除対策に取り組んでいなければ『サル被害に強い集落づくり拡大支援事業』の活用を提案しているが、捕獲によって当面の問題が取り除かれるため、なかなか事業の普及につながらないことが問題である。

福井県 鯖江市の場合

鯖江市では2,000人規模の住民意識調査と集落状況調査の結果を基に、『人と生き物のふるさとづくりマスタープラン』を策定した。この中で定められる基本方針は、「市民主役で取り組む地域ぐるみの鳥獣被害対策」とされ、鯖江市民の地域への高い参加意欲を活かした、自ら取り組み、考え行動できる市民による対策が進められている。

鯖江市における鳥獣被害の概要

鯖江市内の鳥獣にかかる相談件数は年々増加している。相談の多くが、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、イタチ等小中獣類によるもので、市内全域から相談が寄せられている。また、県内の農作物被害の重心地が鯖江を含む丹南地域周辺となり、市街地であっても、ハナレザルが出没したり、イノシシによる交通事故も発生したりしている。

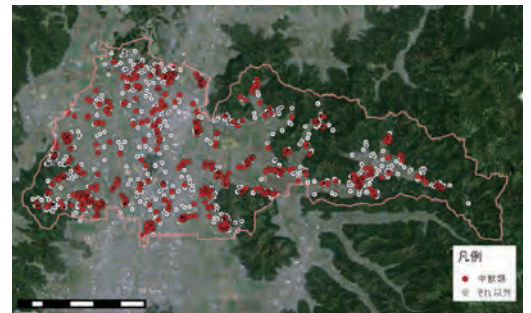
鯖江市の農作物被害金額の推移を見てみると、平成22年をピークに減少傾向にある。被害金額の9割を占めるのが平成12年ごろから被害が発生し始めたイノシシによるものである。現在では、市内のほとんどの山際で何かしらのイノシシ対策が進んでいる。集落ぐるみの対策地区では、被害が減少しているが、対策の遅れている一部の地域で被害が増加傾向にある。

また市内全域でハクビシン、アライグマによる被害が発生しており、市街地では家屋に侵入し糞尿被害が拡大している。ハクビシン、アライグマについては市内全域で目撃されているが、被害がどちらの獣によるのかは、特定が困難な状態である。トマトやキンカンウリ、スイカの被害が発生している。

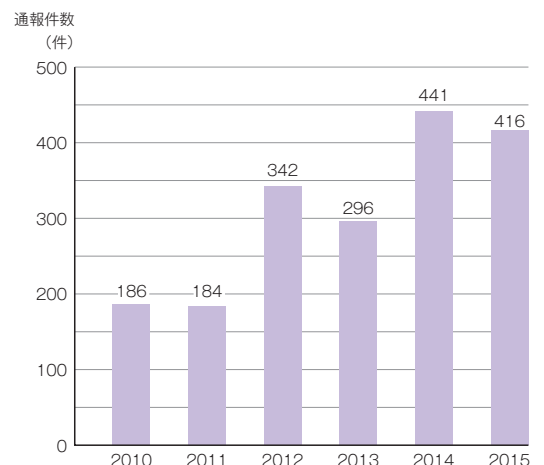
ニホンザルに関しては、市東部と西部で2つの群れが確認されている。イチゴ、トマト、ニンジン、ハクサイ等に年間を通じて、被害が発生しており、特に西部地区での被害が深刻な状態となっている。

現在、ニホンジカによる農作物被害は発生していないが、市西部の三床山周辺で角とき跡や糞塊が発見されている。山際集落の聞き取りによると、秋にオスジカの鳴き声が確認されており、今後ニホンジカによる被害が増加するものと予想される。

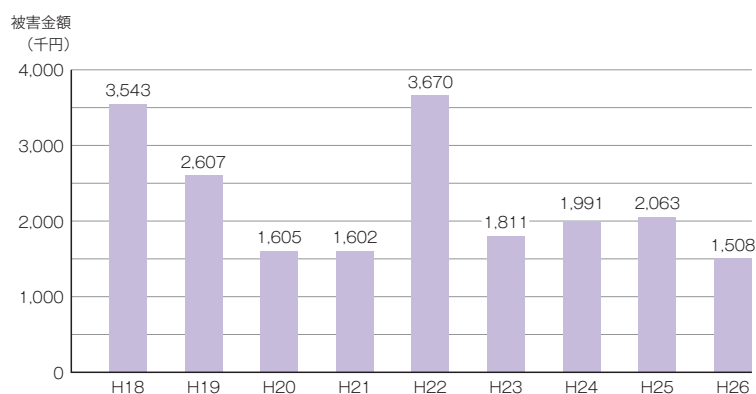
通報現場(2010.4～2015.12)



鯖江市への通報件数(2010.4～2015.12)



平成18年度～平成26年度の鳥獣被害額の推移



● 人と生きもののふるさとづくりマスタープランの作成

鯖江市では平成24年3月に「人と生きもののふるさとづくりマスタープラン」を策定した。このマスタープランの策定にあたっては、2,000人規模の住民意識調査と集落状況調査により、これまで行ってきた対策を検証した結果、鯖江市民の地域への高い参加意欲、特に農業に関わる人の鳥獣被害対策への意欲が高いことが判明した。このことから、壮年層を中心としたこれまでの集落ぐるみの対策に、今後は土地につながらない40代以下の若年層を、市民活動などを通して有機的につなげていくことで、持続可能な取り組みにつながる可能性がみえてきた。

このプランでは、これまで行ってきた地域ぐるみの鳥獣被害対策を基礎とし、対策のみならず活力ある地域づくりにつなげていこうと考え、2つの基本理念を掲げている。



「野生鳥獣と人との共存」

「鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり」

また、対策をすすめる上での基本方針として、「**市民主役で取り組む地域ぐるみの鳥獣被害対策**」を掲げ、鯖江市民の地域への高い参加意欲を活かして、自ら取り組み、考えて行動できる市民による対策を進めている。

2つの基本理念を実現するために、理念ごとに2つずつ4つの基本施策を推進している。

野生鳥獣と人との共存

1 防除と捕獲のバランスのとれた対策

鳥獣被害を減らしていくために、被害を受けにくい環境づくりや有害鳥獣の捕獲をバランスよく実施する

2 有害捕獲した生物を活用する取り組み

有害捕獲で捉えた生物を地域で有効に活用する取り組みを推進する

鳥獣被害対策を通じた活力ある地域づくり

3 市民主体の継続的な取り組み体制の確立

市民が主体となり、継続して対策に取り組めるように、市民が情報を共有し自ら取り組もうとする意識を醸成する体制作りを進める

4 人と人をつなぎ、地域を見つめ直す取り組み

市民が地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組むことで、地域愛が生まれ、地域の魅力が再発見されたり、地域振興につながる活動を展開する

プランは平成28年までの5年間で第1次期間と定めており、全体の目標として**鯖江市民の鳥獣害に関する認知度100%**を目指している。

● 鯖江市の鳥獣害対策の現状

現在の鯖江市における、鳥獣被害対策は、前述のマスタープランに沿って進められている。鯖江市では平成17年より、鯖江市鳥獣害対策地域リーダー育成研修会を開催し地域リーダーを育ててきた。平成23年の集落調査によると、地域ぐるみの鳥獣害対策が成功する要素として、リーダーの存在、集落全体の合意、多様な人材の参加が浮き彫りになっており、地域づくりリーダーと確かな技術を持ったリーダーの必要性が示唆された。プランを市民に浸透させ、市民一般にこれまでの取り組みを情報発信し、全市民的な活動に展開していくような体制整備のため、鳥獣害対策のリーダーを育成するシステムとして平成24年より**さばえのけものアカデミー**を開講している。アカデミーのカリキュラムと、リーダーが身につけるべき能力は、次のとおり。

総論

- 1 鳥獣害対策の現状と対策の基本的な考え方
- 2 法的背景

各論

- 1 野生鳥獣のことを知る（理解している）
- 2 害を出す野生鳥獣のエサや隠れ家を減らせる（見分けられる）
- 3 害を出す野生鳥獣から囲いや追い払いで集落を守る
- 4 害を出す野生鳥獣を捕まえられる（利用できる）
- 5 鳥獣被害対策に関する情報を正しく収集・分析・伝達できる



現地実習

被害現場視察、解体処理と利用

意見交換

けものアカデミー教本として、オリジナルの『さばえの鳥獣被害対策マニュアル』を活用し市民主体での取り組みを行っている。以下は具体的な取り組みである。

鳥獣被害が発生しにくい環境整備

集落が野生鳥獣にとって利用価値の高い餌場であるためには、安全に食べられる餌があり、同時にすぐに逃げ込める隠れ場所があることが条件となる。そこで、集落内の餌、隠れ場所を点検し、その撤去を行っている。

放任果樹の撤去

未収穫のクリやカキは、サルやクマなどの野生鳥獣にとって恰好の餌となっている。不在地主や高齢者の一人暮らしなどにあるこれらの果樹は果実が残りやすいため、地域で話し合い、できるだけ未収穫果実を減らすようにしている。

野菜クズの撤去

田畑や山際に野菜クズ・生ごみを捨てる行為は、野生鳥獣を餌付けすることに等しい。野菜クズや生ごみは地中に埋めるか堆肥化するなど、餌にならないように管理することを呼びかけている。

ゴミ出しマナーの徹底

ゴミ出しのマナーを守らず夜中などにゴミを出すと、夜行性の野生鳥獣の格好の餌となりゴミの集積所が荒らされてしまう。このためゴミ出しのマナーの徹底を呼びかけている。

ペットの餌の管理

ペットの餌をアライグマが食べていた事例が報告されている。また、地域ネコへの無責任な餌やりがカラスや中型獣を増やすことにつながっている。このため、餌やりは必要な量だけを与え、食べ残しは処分することをすすめている。

隠れ場所の撤去

人気のない神社仏閣などは、野生鳥獣のすみかとなりやすい場所である。また、人の住む民家でも、侵入口があると、ハクビシンやアライグマが入り込む。そこで侵入口に金網やネットを張る対策をすすめている。

集落内の草刈り

集落内の耕作放棄地などが藪になっていると、野生鳥獣の格好の隠れ場所となる。この藪を払うことで、野生鳥獣に対する心理的圧迫を高めることができる。

緩衝帯の整備

山際から農地までの間を緩衝帯として整備することで野生鳥獣に心理的圧迫を与えることができる。鯖江市では山際を刈り払うとともにネットを設置し、野生鳥獣の侵入を防いでいる。また牛の里山林内放牧による緩衝地帯整備もすすめている。

防護柵の設置

鯖江市ではイノシシ対策として集落ぐるみの山際電気柵の設置を支援している。

追い払い活動

ロケット花火を使ってサルやカラスを追い払う。集落が危険な場所だということを学習させるために集落の外までしっかりと追い払う。

有害捕獲

農作物を守るとともに、被害を及ぼす野生鳥獣を適切に捕獲し、捕獲した命をいただくことで被害の軽減につなげる。また、特定外来生物であるアライグマに関しては、毎年捕獲従事者講習会を開催して捕獲の担い手育成に取り組む。

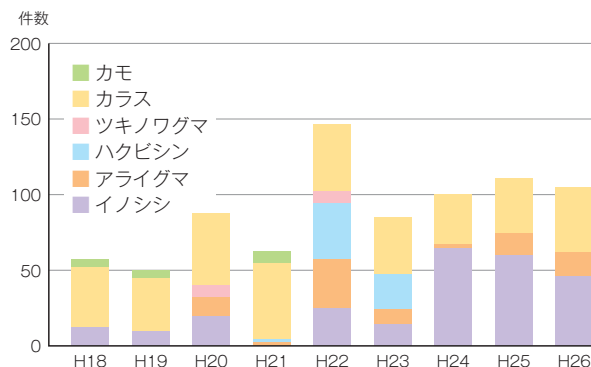
鳥獣害対策ツーリズム

市内の山際で鳥獣害対策に取り組む集落が、鳥獣害対策に関心がある外部の人材を団体で受け入れて緩衝帯整備や電気柵の点検管理道の機能向上など集落住民だけでは取り組みにくい活動を実施している。外部人材は地域の住民との共同作業を通して山里の暮らしを満喫し学びを深めている。

電気柵と緩衝帯の取り組み状況



有害捕獲の状況



成果と課題

さばえのけものアカデミーの開講から4年間で受講生は250人、内74人が修了した。修了生は、対策リーダーとして、あるいはお困りの住民と市とのパイプ役として、市内各地で活躍している。また、リーダーが行事を企画し地域にあわせた取り組みができるようになりつつある。毎年2月には情報交換会&交流会を開催し、市と市民の取り組みを発表し、時勢に合った対策のための意見交換を行い、自治会リーダーや市民同士の交流を促進することができている。

地域リーダーのレベルは技術的にも、感覚的にも高くなっている、しかしながらいまだ集落ぐるみの対策ができない集落との格差がおき、対策のとられていない集落の被害がより深刻な状態となってきた。リーダーの出身地区に偏りがあることから、市内全域での体制整備には至っていない。今後は都市的住民の参加を促すためにも、狩猟に関心のある若い世代や、自然志向の女性を巻き込んでの、ジビエを含んだ山際の資源活用をすすめるような活動が必要となってきた。

今後、シカ、サルの被害激化が想定されることから、シカ捕獲技術の向上、捕獲後の処理体制の整備や、サルの群れ管理など地形に合わせた広域的な取り組みが必要となってきた。

三重県 伊賀市阿波地区の場合

当地域では、サルによる農作物被害や住居侵入に対応するため、地域住民の全員が自発的に被害防止活動の担い手となった。自分たちで定めた追い払い手順に基づき、山頂付近にまで徹底的に追い払うことなどにより、餌場にされにくい集落づくりを実践し、被害を大幅に軽減させている。地域住民が一丸となったこの取組は、サル被害に強い集落づくりのモデルとなり、サル被害に苦しむ県内外にも広がっている。

● 阿波地区における鳥獣被害の概要

阿波地域は、伊賀市の最東部、布引山地の麓に位置している。面積は47.1平方キロメートルで、この90%を山林が占めている。地域としては下阿波、須原、猿野、上阿波、富永、子延、平松の7地区からなっている。

10年程前から阿波地域では収穫直前での農産物の食害が多くなった。なかでも、下阿波・子延両地区の被害が多かった。阿波地域には、下阿波地区の西側から侵入しているサル群（B群）と子延地区の北東側から侵入するサル群（A群）の2群がいることが三重県農業研究所の発信器による調査で分かっていた。この両地区では、納屋に保存した農産物が奪われたり、玄関から侵入したサルに仏壇の供え物を盗まれるなどしていたため、常に玄関を施錠しなければならない状況であった。阿波地区全体としても、一部野菜の栽培・自家消費の果実などは諦めざるを得なかった。

阿波地域の位置



阿波地域の7地区



取り組みの中心となったのは下阿波・子延2つの地区である

● 取り組みの実際

当時、下阿波地区では4段の電気柵が設置されていた。イノシシに対しては、一定の効果あったが、運用の問題もあり、サル・シカへの効果は期待薄の状態であった。

そこで、各地区に市や農業研究所から講師を招き「獣害勉強会」を開催した。ここから【獣害対策5箇条】【正しい追払い】【地区を餌場にしない】などを学んだ。さらに、区長を中心に日中も地区内に居る住民を集め「下阿波獣害対策委員会」を結成。区民や老人クラブを対象に再度の勉強会を開催し「獣害対策5箇条」と「下阿波追払い手順」の徹底を呼びかけた。

獣害対策5箇条

- 1 囲える畑はネットや柵のできる限り囲う
- 2 人里は怖いと覚えさせるため、サルを見たら必ず追い払う
- 3 集落内の収穫残渣や不要果樹など「エサ場」をなくす
- 4 耕作放棄地やヤブなど隠れ場所をなくす
- 5 加害している個体を的確に捕獲する

下阿波追払い手順

- 1 「打ち上げ花火で知らせる」
- 2 「花火の音を聞いた委員や住民が音の鳴った付近へ集合する」
- 3 複数班で、サルの進行方向へ連絡を取り合いながら山頂付近・地区境界付近まで追払う

活動を始めてから8か月ほど経過する頃には、集落内への出没が減少するとともに、追払い回数も激減した。農業研究所の調査によれば、下阿波地区を通過し他地区での出没が増加していることが分かった。ただ、シカの被害は減らなかったため、集落を囲む長さ4.3Kmの亀甲金網を平成22年度に業者施工により完成させた。

亀甲金網の仕様

亀甲金網を横方向に張り、下側約0.5mを折り返し地中約20cm程度埋め込む。高さ1.8mの金網の上に、4本の電気柵も取り付けた。

防護策の設置



金網設置の総事業費は約3800万円、その一割が地元負担

● 子延地区での取り組み

下阿波地区の対策により、子延地区では以前に増してサルの出没が激しくなった。これは農業研究所のデータでも明らかとなっていた。そこで「子延獣害対策委員会」を設立し、三重県農業研究所による「獣害勉強会」を繰り返し開催した。また、三重県農業研究所の助言・提案にしたがって、縦横両方向に通電する「おじろ用心棒」を併用した、防護柵を自力施工により設置した。

子延地区では、防止柵周辺および山裾の立木や雑草を除去し、また防護柵設置後にサルが侵入した箇所を特定し、周囲の竹やぶや立木を伐採した。以後、シカ・サル被害が激減したとのアンケート結果も得られている。

これ以降、他の地区でも防止柵の設置が進み、一部を除く全域で集落を囲む防止柵が完成した。ただし、道路・川づたいからからのシカ・サルの侵入を防止することは、困難であり、この両地区以外でも、複数人による「追払い」活動が実施されている。

子延地区での防護柵設置



4.1Kmの防護柵を設置。総事業費は約1200万円、その一割が地元負担

おじろ用心棒の設置



柵線だけでなく柵線を支える支柱にも電流が流れているため、サルは支柱を登って侵入することはできない

● サル群の個体数管理と追いつきの強化

地域主体の追いつきと防護柵の設置、また、餌場の低減や隠れ場の除去などの被害対策を進めつつ、伊賀市と三重県農業研究所では大型檻・罠の遠隔監視・操作装置「まるみえホカクン」を使用して、サル群の個体数調整も進めている。その結果、群れの個体数は40頭弱に削減され、追いつきが容易になり、集落への出没もさらに低下した。各集落での追いつきには、サルの位置情報配信システム「サルどこネット」も活用し、地域全体で群れの行動を監視しながら、追いつきの強化も行っている。

● 成果と課題

数ある地域課題で「獣害の減少」に一定の成果を得られたのは、地域住民にやる気があったからである。そのうえで農業研究所や伊賀市から新たな試みへの提案や助言、データ分析などの情報提供が行われたことから、行政と地域住民の連携が深まり、地域のやる気がより一層高まった。今後は、ハード（防止柵・捕獲檻）とソフト（サルどこネットの活用・追いつき）両面における対策の継続が重要である。

下阿波獣害対策委員会初代委員長の言葉を紹介。

- 追う数が増えるとサルは逃げる
- 繰り返せばサルも怖がる
- みんなが その気になってやる
- やるなら組織的に
- 地域力のアップにつながる。

福岡県 みやこ町の場合

近年のイノシシ、シカによる農林水産物被害の増加を踏まえ、みやこ町とみやこ町鳥獣害防止対策協議会では、平成22年4月よりみやこ町有害鳥獣加工施設を稼働させている。当施設は有害鳥獣の被害防止を目的とし、捕獲されたイノシシ、シカを衛生的に処理し、食肉としての有効利用を行う。

年間の目標処理頭数は、イノシシ100頭・シカ50頭とされ、平成26年度の処理頭数はイノシシ148頭・シカ49頭となっているまた、平成26年度の販売実績は約538万円となっている。

● みやこ町における鳥獣被害の概要

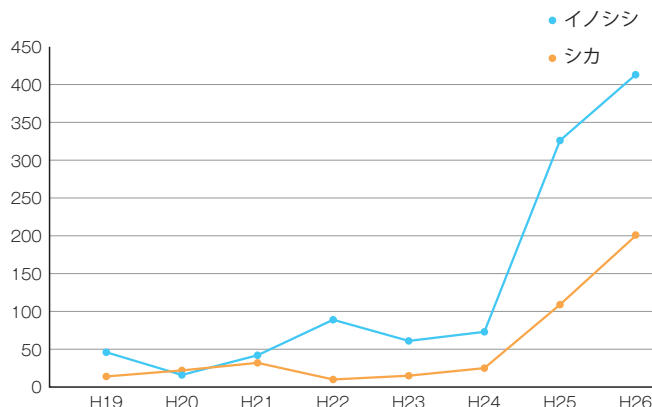
みやこ町は福岡県の北東部に位置し、東は行橋市と築上郡の築上町、西は田川郡の添田町・赤村・香春町、南は大分県、北は北九州市小倉南区に接している。平成18年3月20日、勝山町・犀川町・豊津町の3町が合併して、「みやこ町」となった。平成26年度の、みやこ町における農林産物の被害は約1,100万円となっており、イノシシ、シカ、サルなどの被害が多い。

H25-26 農業被害額

(単位：千円)

鳥獣名	H26 年度被害金額	H25 年度被害金額
イノシシ	4,847	6,505
シカ	1,139	1,282
サル	2,099	2,534
カラス	202	420
ドバト	156	151
その他	2,370	410
合計	10,813	11,302

捕獲頭数



● 実際の取組

みやこ町では、鳥獣被害対策として以下に示すような取り組みを行っている。

みやこ町では、中型の箱わな41個、小型の箱わな10個を所有しており、申請があればわなの貸し出しを行っている。また、年間70万円の補助金を出し、猟友会へ有害鳥獣捕獲の依頼を行っている。

電気柵、シカネットの導入に対しても補助を行っている。事業費の2/3以内、1行政区50万円を限度とした補助を行っている。町の単独事業として、年間予算300万円の予算を確保している。

平成24年11月からイノシシ・シカ対策では、町単独事業の捕獲奨励金制度がある。イノシシ(30kg未満)3,000円/頭、シカ5,000円/頭(H27予算額 900,000円) また、国庫事業としては、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業も行っている。(イノシシ・シカ成獣8,000円/頭、幼獣1,000円/頭H26) サル対策としては、サル追い上げ巡視員に年間252万円の予算をつけている。

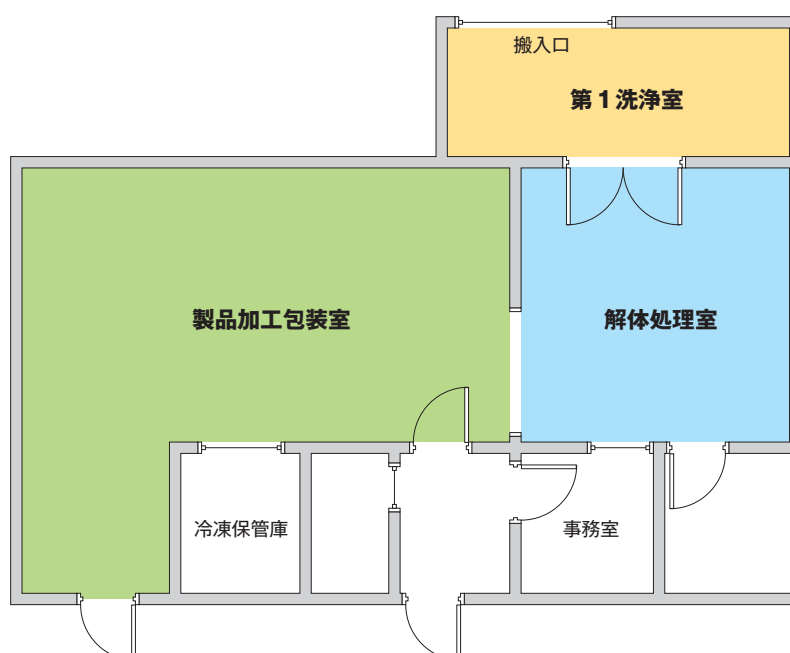
● 有害鳥獣加工施設

平成20年度より、有害鳥獣加工施設建設について調査検討が行われた。

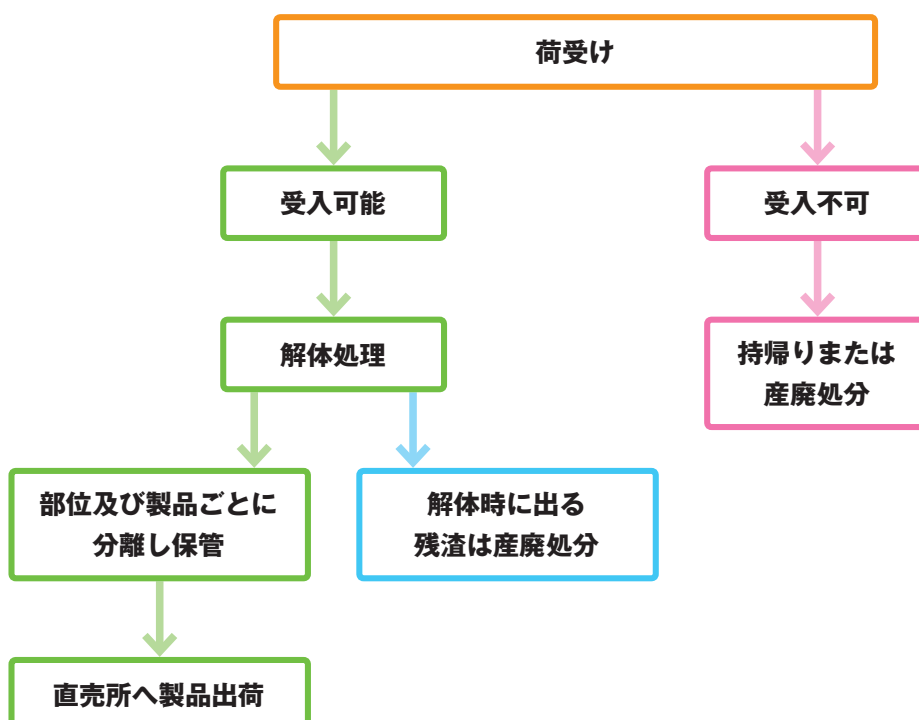
当時、イノシシ、シカによる農林水産物被害が増加しており、被害区域が拡大していた。そこで有害鳥獣の被害防止を目的とし、捕獲されたイノシシ、シカを衛生的に処理し、食肉として有効利用を行うことが検討されたのである。

平成20年10月にみやこ町鳥獣害防止対策協議会を発足し、被害防止計画の策定及び加工施設建設の検討が行われた。その結果を受け、平成21年3月には、みやこ町鳥獣被害防止計画が策定された。平成21年11月に工事に着工し、平成22年4月から稼動を開始した。平成23年8月には犀川四季犀館に業務委託し、現在に至っている。

有害鳥獣加工施設 平面図



受付フロー図



イノシシ・シカ搬入条件

みやこ町有害鳥獣加工施設では、イノシシ・シカの受入にあたり、以下に示すような条件を定めている。

- 1 とめ刺し、血抜き後、1時間以内に搬入すること
- 2 とめ刺し後は、水や氷によりと体を冷やして搬入すること
- 3 行橋市・京都郡地区在住の狩猟者登録をした者のみに限る
- 4 有害鳥獣捕獲期間はみやこ町で有害鳥獣捕獲の許可を受けた者に限る
- 5 搬入する際は、必ず狩猟者登録証を持参すること
- 6 搬入時は必ずシート等をかけて搬入すること
- 7 搬入時間は午前8時30分～午後3時まで（搬入の30分前までには連絡を入れること）
- 8 自家消費分は受入不可
- 9 グループで捕獲した場合は、グループ内にみやこ町在住者がいること
- 10 受入時に損傷等が激しい場合は、施設の判断により、受入の拒否、または買取単価が減額されることがある

イノシシ買取価格(平成27年度)

区分	買取月	キロあたり買取単価
オス・メス	4～10月	210～560円
メス	11～3月	350～700円
オス	11～1月	350～560円
オス	2～3月	210～350円

但し、成体で30kg以上80kg以下に限る

イノシシ販売価格(平成27年度)

区分	販売月	キロあたり販売単価
ヒレ・背ロース・肩ロース・バラ・モモ・肩	通年	2,700～3,900円

シカ買取価格(平成27年度)

区分	買取月	キロあたり買取単価
オス・メス	4～10月	200円
オス・メス	11～3月	100円

但し、成体で40kg以上100kg以下に限る

シカ販売価格(平成27年度)

区分	販売月	キロあたり販売単価
ヒレ・背ロース・肩ロース・バラ・モモ・肩	通年	3,000～4,500円

● 販売強化への取組、その1

イノシシ肉を美味しく食べる「鍋セット」を直売所「よってこ四季犀館」で販売。

H25年1月 猪鍋セット販売

H25年8月 猪焼肉&おつまみセット販売

H26年11月 猪チゲ鍋セット 鹿しゃぶしゃぶセット販売



みやこ猪鍋のパンフレット

● 販売強化への取組、その2

福岡県とローソンが包括協定を締結し「ふくおかフェア」としてみやこ町のイノシシ肉を使った新メニューを発売

平成25年3月 「猪味噌煮おにぎり」「ぼたん鍋」販売

平成26年1月 「猪味噌煮の焼きおにぎり」「いのししと野菜のあんかけ揚げ豆腐」販売

福岡・長崎・佐賀のローソンの店舗にて期間限定販売!!



猪味噌煮おにぎり



ぼたん鍋

● 成果と課題

みやこ町では、農作物、林業や農業施設の被害を少しでも減らすため、イノシシ・シカの駆除を進めている。駆除によって捕獲したイノシシ・シカは、みやこ町有害鳥獣加工施設で処理・加工され、「みやこ肉」に生まれ変わる。この加工施設では、「福岡県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドライン」に基づき、安全かつ衛生的に処理・加工を行っている。「みやこ肉」の消費が増えれば、より多くの「みやこ肉」が必要となり、肉が必要になれば、イノシシ・シカの捕獲も進む。捕獲が進めば農作物の被害が減り、生活への不安も減ることになる。このようなプラスのサイクルに向けてみやこ町では、「みやこ肉」の販売強化への取り組みを進めている。

和歌山県 湯浅町の場合

山田地区では、ニホンザルによる被害が年々拡大していたことにより、果樹生産を諦める農家が増え、その放任果樹園がニホンザルのエサ場となる負のスパイラルに陥っていた。そのような中で山田地域内農業者9名が中心となって結成された山田鳥獣害対策組合では、「囲いわなによるニホンザルの群れごと捕獲」を計画し、地域内や近隣地域においても被害が激減するなど目覚ましい効果をあげている。

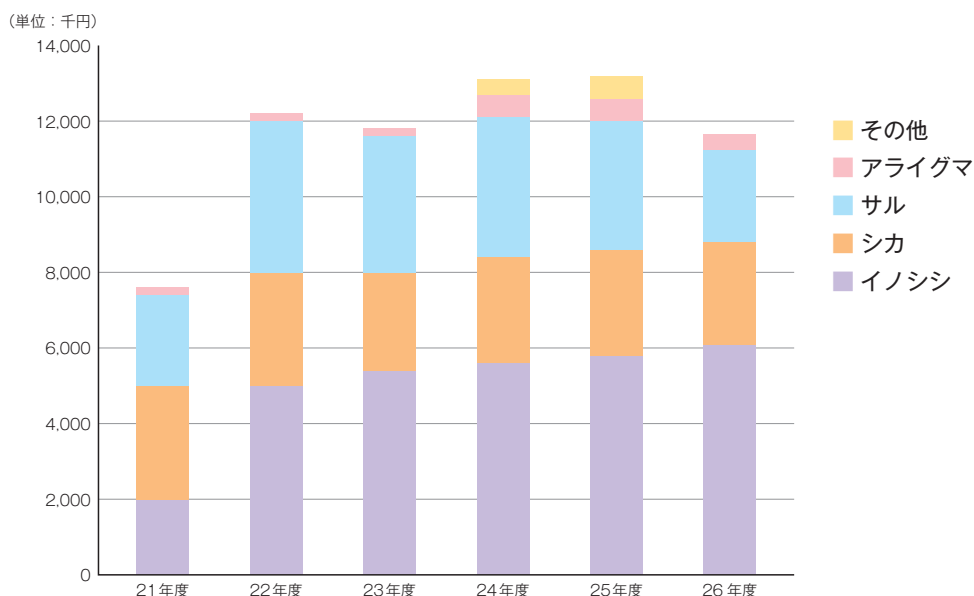
● 湯浅町における鳥獣被害の概要

有田郡湯浅町山田地区は、湯浅湾の東部山間地に位置し、紀伊水道に面した温暖な気候により発展した古くからのカンキツ生産地域である。

平成15年頃からニホンザルの食害に苦慮してきた。当地域で加害するニホンザルは8群500頭と推定され、通常30～100頭の群れで行動している。竹の子、ビワ、ブドウ、カンキツ類の食害を繰り返し、群れの移動経路にあたる農地では、収穫間近の農産物に被害が集中し、被害を受けた生産農家は被害額もさることながら生産意欲の喪失が著しい。

特に、主産物であるカンキツ類については被害が著しく、一園地に60匹程の群れが現れると、収穫できるカンキツは皆無であり、辺り一面にみかんの皮で真っ白になることもある。

湯浅町の鳥獣被害額の推移



● 取り組みの実際

被害を受けている山田地域内農業者9名が中心となり、山田鳥獣害対策組合を結成した。ニホンザルの被害を防ぐために組合では、研修会と話し合いを重ね、近隣町での優良事例である「囲いわなによるニホンザルの群れごと捕獲」を計画した。

1 被害状況の把握

まずは集落の被害状況を詳細に把握するため、何度となく、集落内を巡回し被害の状況、被害の時期、放任果樹の場所、ニホンザルのエサになる作物や木の実等について調査を行った。それに加え、より効果的な被害防止対策を実施するため、試験研究者、県・町行政関係者、猟友会員、地域住民を交え、被害の時期、ニホンザルの習性や移動経路、加害する群れの行動域等を中心に検討を重ねた。

2 捕獲による対策

本来、繁殖力の強いイノシシやシカとは違い、ニホンザルの雌は7～8歳に初産を行い2～3年に1匹という繁殖形態であることから、捕獲を行う事で個体数調整が容易であると考えられた。また、群れの分裂を防ぐため、リーダーとなる雌を捕獲しないこととした。(指揮をする雌を群れに返すことで群れの分散を防ぐ)

3 追い払いの検討

当初は、全国的にも優良事例の多い煙火による追い払いについても検討した。しかし、火災の心配がある上に当地は近隣地域一帯が果樹地域であることから、綿密な追い払いを行っても移動経路が変わって被害が他地域へ移るだけとの結論に至り当地における追い払いは断念した。

4 獣害から守りやすい集落づくり

専門家との検討会で、ニホンザルが決まった移動経路をとるのは「安心して食べられるエサが年間を通じてあるため」との指摘を受けた。そこで集落内にある水田の2番穂のすき込みや管理されていないビワ等の伐採、耕作放棄されている果樹園に電気柵を設置するなど、集落ぐるみで被害防止対策に取り組んだ。

5 ニホンザルの捕獲

当地域のニホンザルの群れは平均60頭程度の大群であり、ニホンザルが狩猟鳥獣でないことから猟師も狩猟捕獲を行わないため、毎年増える一方であった。また、自治会を通じてニホンザルを有害捕獲して欲しいと申請しても、猟師も心情的に好んで捕獲することはなかった。このような状況の中、被害を受けている農業者自らが団結して個体数調整を実施することとなった。ニホンザルの有害捕獲の実施に当たっては狩猟免許を有する事が必要なため、農業者自ら捕獲従事者と成り得るために県と相談し、組合員全員で県の講習会を受講したことで捕獲補助者(免許保持者指揮・監督のもと、わなの点検、えさやり、草刈り等行う者)となった。

捕獲にあたってはすべてのニホンザルを捕獲するのではなく、生息数を適正值まで減らすことで長期にわたり被害が抑えられると仮定した。そして目標を生息数の半数(250匹)に定め、なるべく群れを分散させずに個体数を減らす「囲いわなでの群れごと捕獲」の実施を決めた。

6 囲いわなの設置

設置にあたっては、設置場所が極めて重要であることからニホンザルの移動経路内に調査用のエサを設置して、エサに対する反応を確認するとともに、山の中を歩き回り、候補地を何カ所も選定した。

わなを設置することで農家に被害を及ぼさないニホンザルも誘因してしまうのではと懸念する農家も多かった。そこで近隣農地に迷惑がかからないように土地所有者と近隣農家との話し合いを繰り返し行い、2カ所の候補地で近隣農家の同意を得た。

囲いわなの製作は、近隣の囲いわなを参考に試行錯誤を繰り返した。設置条件はニホンザルの行動範囲内(移動経路)にあることと、周りに高い木を有し、囲いわな周辺が見晴らしが良いことと、地面が水平になるように設置することであるため、林地に組合員が重機やチェーンソーを持ち寄り、木を伐採して、埋め立て等の土工事を手作業で行い、平成24年5月に候補地2カ所に囲いわなを設置した。

設置した囲いわなは、間口・奥行きともに8m高さ4mのトタン張りによるアリ地獄式の囲いわなで、中のエサがよく見えるように地面から1mは5cm角のワイヤーメッシュとし、掘返し防止のためワイヤーメッシュを50cm折り曲げて深さ30cmに埋設した。設置費用については、町からの資材費補助を活用し、組合員の手作業で設置することで費用を抑えた。



設置場所の造成



わなの組み立て



下部1メートルはワイヤーメッシュ



囲いわなの壁はトタン製

7 囲いわなの管理

設置した囲いわなの管理については、組合員全員が有害捕獲補助者として登録し、毎日2人が見回り点検とエサの管理を行っている。

補修についても随時実施（目合いの変更、破られた金網の補修等）するなど組合員全員により管理を行っている。

8 捕獲期間

当地域のニホンザルは冬期にカンキツ類を日常的に食べているため、カンキツ類の少ない4月から8月までの期間に食べ慣れたカンキツ類で捕獲することが最も捕獲効率がよい。組合員が保存していたカンキツ類や近隣農家から夏に収穫できるバレンシアオレンジ等を購入しエサとして利用している。

また、ニホンザルの捕獲は魅力的なエサをこまめに交換し常時供給することが重要である。また、ニホンザルが夏場の高い草を避けて動く習性あることや草によりエサが隠れてしまわないように除草を頻繁に行うなどの管理も行っている。さらに、ニホンザルから見て侵入したくなるような誘因エサの設置方法として囲いわなの外壁にエサを貼り付けて置くなど、捕獲率を上げるための工夫をこらしている。



カンキツで誘引

9 囲いわなによる捕獲

囲いわなを設置して以来、平成24年度には160頭、平成25年度には80頭と順調に捕獲頭数を増やし、目標としている生息数の半数以上を捕獲した。

捕獲した個体は猟友会に依頼して処分するとともに、随時組合員が火葬場に運搬し、火葬処理を行っている。また、試験研究にも協力している。行動の要となる雌ザルにGPSを装着して、テレメトリー調査の実施や感染症の研究のため大学への献体や研究者への血液の提供などを行っている。ただ、ニホンザルの捕獲は組合員にとって心理的にも非常に負担が大きいため、組合員が中心となった供養を随時行うなどメンタルケアについても留意している。

● 成果と課題

組合が中心になり、ニホンザルの対策に取り組んだことによって、地域内はもとより、近隣市町においてもニホンザルの被害が激減した。また、地域全体で何度も話し合いを行ったことにより、地域内の集落機能も向上している。

今回の活動において何度も研修会や検討会を実施したり、地域内の山林を何周も歩き回ったり、毎日の管理等で、大変苦労が多かったが、今まで収穫できなかった果実を収穫できたことの喜びと感謝で苦労が報われたと考える。

今回の実践が成功したのは、思いついた計画をすぐ実行して失敗するのではなく、何度も検討を重ね地域に適した方法でニホンザルを目標どおり捕獲することができたことにより、組合員たちのモチベーションが維持できた結果だと思われる。

今後、ニホンザルだけでなくイノシシやニホンジカについても、組合を中心とした地域ぐるみで囲いわなによる個体数調整を実施する。鳥獣害に強い集落となるよう集落全体で放棄果実の伐採や効果的な防護柵を設置し「地域ぐるみの鳥獣害対策」を実践していく。

特措法よくある質問②

Q1 鳥獣被害対策について十分な情報を持たない市町村が被害防止計画を作成する場合、都道府県から受けることのできる支援にはどのようなものがあるか

A 市町村は都道府県知事に対して、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供を求めることができる。また被害防止対策に関する技術的助言を求めることもできる。

Q2 対象鳥獣捕獲員が狩猟税の軽減措置を受けるためには、どのような手続きが必要か

A 対象鳥獣捕獲員に指名または任命されたものが、狩猟税の軽減措置を受けるには、対象鳥獣捕獲員として狩猟者登録を受ける必要がある。実際には、狩猟者登録を行う際に、市町村長が発行する『対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書』を添付する。

Q3 捕獲した鳥獣の処分に対する支援措置にはどのようなものがあるか

A 鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画に即した取組である場合には、市町村が処分に要した経費の8割が特別交付税により措置される。また、農林水産省においては、地域で捕獲された鳥獣を適切に処理するための焼却施設や食肉処理加工施設の整備に対して支援している。

Q4 野生鳥獣を食肉として流通させる場合に留意しなくてはならない、ポイントは

A 野生鳥獣を食肉に処理して流通させる場合には、消化器官内の残留物が食肉を汚染しないように慎重に処理することや、病原菌や寄生虫のリスクを避けるため、十分に加熱してから消費することが求められる。

このため、「食品衛生法」を遵守するほか、平成26年度に厚生労働省が策定した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」あるいは都道府県等が定めた指針（ガイドライン）に原則従って流通管理しなければならない（P.50 捕獲鳥獣の食肉利活用等に関する制度と支援 参照）。

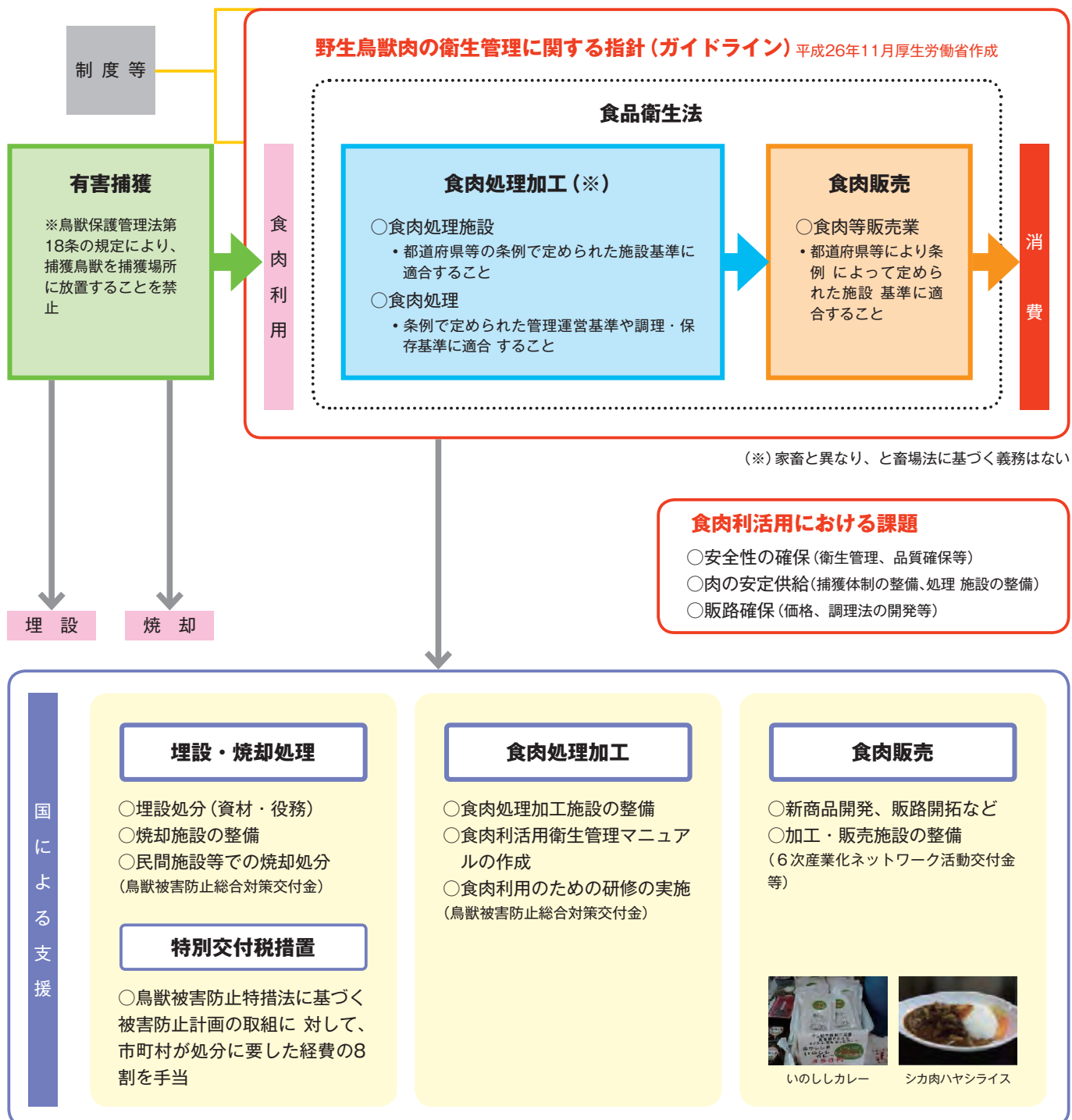
また、野生鳥獣を食肉として流通させることを目的とした処理加工施設においては、「食肉処理業」の許可を得る必要があり、さらに、同事業者が別の施設において生肉として販売するためには、別途「食肉販売業」の許可も必要となる。さらに、加工品として販売するためには、加工品の種類に応じて「食肉製品製造業」や「缶詰又は瓶詰食品製造業」等の許可が別途必要となることもある。

第4章

鳥獣被害対策関連資料

捕獲鳥獣の食肉利活用等に関する制度と支援

- 捕獲鳥獣は専ら埋設、焼却処分等によって処理されており、食肉としての有効利用は一部地域にとどまる状況。食肉の普及に向けて、安全性の確保、安定供給、販路の確保等が課題。
- 被害防止活動の一環として捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用する観点から、農林水産省において、①地域における 捕獲鳥獣の食肉処理加工施設の整備、商品開発、販売・流通経路の確立などの取組を支援するほか、② 捕獲鳥獣の食肉利用 のためのマニュアル作成や研修を実施。
- 平成26年11月に、厚生労働省が「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」を作成。



野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）概要

- 鳥獣法の改正を受け、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加するとともに、捕獲した野生鳥獣の食用としての利活用が増加 することが見込まれることから、厚生労働省において、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が作成された（平成26年11月）。
- 本指針においては、野生鳥獣肉の利活用に当たっての、①捕獲、②運搬、③食肉処理、④加工、調理及び販売、⑤消費の 各段階における適切な衛生管理の考え方等が示されている。

【捕獲時】における取扱

- 銃による捕獲の際は、ライフル弾又はスラッグ弾を使用し、腹部に着弾しないよう、狙撃。
- わなによる捕獲の際は、捕獲個体を可能な限り生体で食肉処理施設へ運搬。
- 野生鳥獣の外見、挙動から異常の有無を確認。
- 屋外での内臓摘出は、迅速適正な衛生管理上止むを得ない場合に限る。

【運搬時】における取扱

- 必要に応じて冷却するなどしながら、速やかに運搬。
- 1 頭ずつシートで覆う等し、運搬時に個体が相互に接触しないよう配慮。
- 運搬に使用する車両などの荷台は、使用の前後に洗浄。

【食肉処理】における取扱

- 食肉処理施設に「摂氏83度以上の温湯供給設備」「十分な高さを有する懸吊設備」を設置するよう、条例で定めることが望ましい。
- 1 頭ごとに、内臓摘出等の作業終了時には機械器具を洗浄。
- 解体前後に異常の有無を確認し、異常が認められた場合は廃棄。内臓については、異常が認められない場合も廃棄することが望ましい。

【加工、調理及び販売】における取扱

- 枝肉等の異常の有無を確認の上、異常が見られた場合は廃棄し、食肉処理業者に連絡。
- 食肉処理業の許可施設で解体されたものを仕入れ、提供に際しては十分な加熱調理を行い、生食用としては提供しない。
- 処理に使用する器具等は処理終了毎に摂氏83度以上等の消毒を行い、保管。肉は摂氏10度（凍結容器包装のものは－摂氏15度）以下で保存。

【消費時】における取扱

- 中心部の温度が摂氏75度で1 分間以上又はこれと同等以上の効力を有する方法により十分加熱して喫食。
- まな板、包丁等使用する器具については処理終了毎に洗浄、消毒し、衛生的に保管。

鳥獣被害防止対策の推進

9,659 (9,650) 百万円

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援します。

背景／課題

- 野生鳥獣の増加・拡大のため、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- 野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲に重点化した取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- さらに、増加する捕獲個体を地域資源として活用する観点から、ジビエの全国的な需要拡大など、利活用の取組を推進することが重要です。

政策目標

- 野生鳥獣を約50万頭捕獲※（平成28年度）（本事業によるシカ、イノシシの捕獲数の合計）
- 野生鳥獣の食肉等への利用率を向上
（約14％（平成26年度）→30％（平成30年度）（捕獲個体のうち、利用される頭数の割合））

※ 平成24年度397万頭（シカ、イノシシ生息頭数推計）を平成35年度までに210万頭とするための平成28年度の捕獲目標

主な内容

1 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,500 (9,500) 百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。具体的には、

- 侵入防止柵※、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備 ※電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- 捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- 捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- 捕獲活動の取組
- 地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組等へ支援するとともに、新たに、ジビエの流通量確保と全国的な需要拡大のため、捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等の取組を支援します。

交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等） 事業実施主体：地域協議会、民間団体等

2 シカによる森林被害緊急対策事業 159 (150) 百万円

シカによる森林被害が深刻な地域において、林業関係者が主体となって行う広域かつ計画的な捕獲や効果的な防除、実施結果の検証等をモデル的に実施するとともに、シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図ります。

補助率：定額 事業実施主体：国、都道府県

各省との連携

- 環境省：指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲等の取組を支援
- 内閣府：新型交付金（地方創生推進交付金）により地域資源としてジビエを利活用するための体制構築等の取組を支援

鳥獣被害防止総合対策交付金

ハード対策

事業内容

- 侵入防止柵等の被害防止施設
※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- 鳥獣の食肉（ジビエ）等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設（射撃場）

事業実施主体 地域協議会、地域協議会の構成員

補助率 1/2以内（条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内）
※侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能

ソフト対策

事業内容

- 鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動
（※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援（市町村当たり200万円以内等））
- 捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証
（※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援）
- 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組
（※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援）
- 捕獲活動経費の直接支援
（※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援）
- 鳥獣被害対策の地域リーダー育成等のための研修
（※定額支援）
- 捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等のジビエ流通量確保及び全国需要拡大のための取組（新規）
（※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援）

事業実施主体 地域協議会、民間団体等

補助率 1/2以内等（※条件により、一部定額支援あり）

シカによる森林被害緊急対策事業

1 シカ森林被害緊急対策

① 緊急捕獲等の実践

【事業内容】シカ被害の深刻な地域において、シカの生息範囲内にある複数の市町村や森林管理署等から構成される広域の協議会が、シカ被害対策の計画を策定し、地域が連携して罠いわなやくくりわな等を用いた捕獲や、防護柵設置等の防除活動を実施する。

② 捕獲強化のための行動把握

【事業内容】新たにシカの侵入が危惧される地域や、生息密度が高まりつつある地域において、シカの監視体制の強化を図るため、GPS首輪を用いた行動追跡調査や自動撮影カメラを用いたシカの出没状況の調査等を行う。

事業実施主体 国、都道府県等

補助率 定額

お問い合わせ先

- 1 の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）
- 2 の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室（03-3502-1063）

特措法よくある質問③

Q1 市町村の職員の有害鳥獣駆除目的でのライフル銃の所持について教えて欲しい

A 有害鳥獣駆除の目的でライフル銃を所持しようとする場合、銃刀法の規定により、

- ① ライフル銃による獣類の捕獲を職業とするもの
- ② 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とするもの
- ③ 継続して10年以上猟銃の所持許可を受けているもの

上記のいずれかに該当することが必要である。

市町村の職員が農林水産業の被害を防止するため、鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の捕獲を行う場合、ライフル銃が必要であれば、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とするもの」として認められる。

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の隊員もまた、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とするもの」として認められる。

Q2 鳥獣被害防止特措法では被害防止施策を講ずるにあたり、生物多様性の確保に留意することが明記されているが、具体的にどのようなことを示しているのか

A 近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の生息域が拡大している一方で、ツキノワグマ等、地域的に個体数が減少している鳥獣もある。

このため、国及び地方公共団体が被害防止対策を講ずるにあたって、生物多様性の確保に留意し、生息数が著しく減少している鳥獣や捕獲等を進めることにより絶滅のおそれのある鳥獣については、鳥獣の良好な生息環境の整備、保全等を推進することとしている。

Q3 鳥獣被害防止特措法には、農林漁業の振興や農山漁村の活性化を図ることが明記されているが、これはなぜか

A 鳥獣による農林水産業等に関する被害が拡大している要因の一つとして、農山漁村の高齢化・過疎化がある。また農産物の価格低迷や輸入農産物の増大によって、営農意欲が低下することによって、耕作放棄地や休耕地が増加。加えて、森林の荒廃も進んでいる。これを防ぐため、農林漁業の振興や農山漁村の活性化を図ることが明記されている。

第5章

法令条文

鳥獣被害防止特措法

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年十二月二十一日法律第百三十四号）

最終改正：平成二六年一一月二八日法律第一三一号

（目的）

第一条 この法律は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。

（地方公共団体の役割）

第二条の二 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、第四条第一項に規定する被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策（鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策をいう。以下同じ。）の実施その他の必要な措置を適切に講ずよう努めるものとする。

2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずよう努めるものとする。

（基本指針）

第三条 農林水産大臣は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する被害防止計画に関する事項
- 三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

3 基本指針は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第三条第一項に規定する基本指針と整合性のとれたものでなければならない。

4 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。

5 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（被害防止計画）

第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防止計画の対象とするもの（以下「対象鳥獣」という。）の種類

三 被害防止計画の期間

四 対象鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護管理法第二条第七項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護管理法第八条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項

五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

五の二 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

六 被害防止施策の実施体制に関する事項

七 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

八 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

3 前項第四号の事項には、鳥獣保護管理法第九条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であって第六条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに係る事項（以下「許可権限委譲事項」という。）を記載することができる。

4 被害防止計画は、鳥獣保護管理事業計画（鳥獣保護管理法第四条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画をいう。以下同じ。）（第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。以下同じ。）又は

二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画）と整合性のとれたものでなければならない。

5 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。

6 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。

7 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載された被害防止計画について第五項前段の協議を受けた場合には、当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の数が著しく減少しているとき、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣について広域的に保護を行う必要があるときその他の当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の保護又は管理を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き、同項後段の同意をしなければならない。

8 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合において、当該被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該許可権限委譲事項を公告しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、被害防止計画の変更について準用する。この場合において、第五項後段中「記載しようとするとき」とあるのは「記載しようとするとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更しようとするとき」と、第七項中「同項後段」とあるのは「第九項において読み替えて準用する第五項後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるのは「記載したとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更したとき」と読み替えるものとする。

10 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならない。

11 市町村は、都道府県知事に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第四条の二 市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村のほか、農林漁業団体、被害防止施策の実施に携わる者及び地域住民並びに学識経験者その他の市町村

が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（市町村に対する援助）

第五条 都道府県知事は、市町村に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等）

第六条 市町村が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成したときは、第四条第八項後段（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公告の日（次項において「公告の日」という。）から当該被害防止計画の期間が満了する日までの間は、当該被害防止計画を作成した市町村の区域における鳥獣保護法第九条（第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第十条、第十一条第一項、第十三条第一項、第七十五条第一項、第七十九条、第八十三条第一項第二号から第三号まで及び第六号、第八十四条第一項第一号、第八十六条第一号及び第二号並びに第八十七条の規定の適用については、鳥獣保護法第九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第四条第一項に規定する被害防止計画に記載されている同条第三項に規定する許可権限委譲事項に係る同条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等をしようとする者にあつては、当該被害防止計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長）」と、同条第二項から第九項まで、第十一項及び第十三項並びに鳥獣保護法第十条、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定中「又は都道府県知事」とあるのは「、都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、鳥獣保護法第七十五条第一項中「又は都道府県知事」とあるのは「若しくは都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、「第九条第一項の許可を受けた者」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事にあつては第九条第一項の許可を受けた者（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者を除く。）」と、「猟区設定者に対し」とあるのは「猟区設定者に対し、計画作成市町村の長にあつては鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により計画作成市町村の長の許可を受けた者に対し」と、鳥獣保護法第七十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は計画作成市町村の長」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「場合」とあるのは「場合又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定による許可に係る事務を計画作成市町村が処理する場合」と、「当該市町村」とあるのは「当該市町村又は当該計画作成市町村」と、鳥獣保護法第八十三条第一項第二号及び第

二号の二中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第三号中「第十条第一項」とあるのは「第十条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第六号中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護法第八十四条第一項第一号中「第九条第五項」とあるのは「第九条第五項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護法第八十六条第一号中「第十一項」とあるのは「第十一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二号中「第九条第十三項」とあるのは「第九条第十三項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第七十五条第一項」とあるのは「第七十五条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、鳥獣保護法第八十七条中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 前項の被害防止計画を作成した市町村の区域においては、公告の日前に鳥獣保護管理法第九条若しくは第十条の規定により都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為又は当該公告の日において現に鳥獣保護管理法第九条の規定により都道府県知事に対して行っている許可等の申請で当該市町村の許可権限委譲事項に係るものは、当該公告の日以後においては、同項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条若しくは第十条の規定により当該市町村の長が行った許可等の処分その他の行為又は同項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条の規定により当該市町村の長に対して行っている許可等の申請とみなす。

3 市町村が第一項の被害防止計画を変更し、許可権限委譲事項の全部若しくは一部が記載されないこととなった場合又は当該被害防止計画の期間が満了した場合においては、第四条第九項において読み替えて準用する同条第八項後段の規定による公告の日又は当該被害防止計画の期間が満了した日（以下「変更公告等の日」という。）前に第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条若しくは第十条の規定により当該市町村の長が行った許可等の処分その他の行為（前項の規定により当該市町村の長が行った許可等の処分その他の行為とみなされた行為を含む。）又は当該被害防止計画の変更公告等の日において現に第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条の規定により当該市町村の長に対して行っている許可等の申請（前項の規定により当該市町村の長に対して行っている許可等の申請とみなされたものを含む。）で当該市町村の許可権限委譲事項に係るもの（当該市町村の許可権限委譲事項の一部が記載されないこととなった場合にあっては、当該記載され

ないこととなった許可権限委譲事項に係るものに限る。）は、当該変更公告等の日以後においては、鳥獣保護管理法第九条若しくは第十条の規定により都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為又は鳥獣保護管理法第九条の規定により都道府県知事に対して行っている許可等の申請とみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護管理法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が対象鳥獣の捕獲等の許可を行う場合における鳥獣保護管理法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定希少鳥獣管理計画又は第二種特定鳥獣管理計画の作成又は変更）

第七条 環境大臣又は都道府県知事は、被害防止計画の作成状況、第四条第十項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、特定希少鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の四第一項に規定する特定希少鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画を作成し、又は変更するよう努めるものとする。

（環境大臣又は都道府県知事に対する要請等）

第七条の二 市町村長は、当該市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策のみによっては対象鳥獣による当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、環境大臣又は都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による要請があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、特定希少鳥獣管理計画若しくは第二種特定鳥獣管理計画の作成若しくは変更又はこれらの実施その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第八条 国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（鳥獣被害対策実施隊の設置等）

第九条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者

二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）のうちから、市町村長が任命する者

4 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

5 第三項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。

6 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員であつて主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものに係る鳥獣保護管理法第五十五条第二項に規定する狩猟者登録についての鳥獣保護管理法第五十六条、第五十七条第一項及び第六十一条第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、鳥獣保護管理法第五十六条中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員（以下「鳥獣被害対策実施隊員」という。）であつて主として同法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村長により指名され、又は任命されたものをいう。以下同じ。）である旨及び所属市町村（当該狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員たる鳥獣被害対策実施隊員として所属する市町村であつて、当該登録都道府県知事が管轄する区域内にあるものをいう。以下同じ。）の名称」と、鳥獣保護管理法第五十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに対象鳥獣捕獲員である旨及び所属市町村の名称」と、鳥獣保護管理法第六十一条第四項中「生じたとき」とあるのは「生じたとき又は対象鳥獣捕獲員となったとき、対象鳥獣捕獲員でなくなったとき若しくは所属市町村の変更があったとき」とする。

7 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員については、被害防止計画に基づく被害防止施策の適切かつ円滑な実施に資するため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の定めるところによる狩猟税の軽減の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

（捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等）

第十条 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等その有効な利用を図るため、必要な施設の整備充実、環境に悪影響を及ぼすおそれのない処理方法その他適切な処理方法についての指導、有効な利用方法の開発、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものと

する。

（報告、勧告等）

第十条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、市町村長に対し、当該市町村における被害防止施策の実施等に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

（農林水産大臣の協力要請等）

第十一条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣に対して鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関し、文部科学大臣又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して天然記念物の保存に関し、意見を述べることができる。

3 環境大臣は、鳥獣の保護又は管理を図る等の見地から被害防止施策に関し必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べるすることができる。

（国、地方公共団体等の連携及び協力）

第十二条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。

2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。

3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林漁業団体その他の関係団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。

（被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査）

第十三条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ適正と認められる個体数についての調査研究を行うものとする。

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定による調査及び研究の結果を公表するとともに、基本指針の策定又は変更、被害防止計画の作成又は変更その他この法律の運用に当たって、適切にこれらを活用しなければならない。

（被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等）

第十四条 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、前条第一項の規定による調査の結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

（人材の育成）

第十五条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について専門的な知識経験を有する者、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

（農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に従事する者の当該捕獲等に従事するため必要な手続に係る負担の軽減に資するため、これらの手続の迅速化、狩猟免許及び猟銃の所持の許可並びにこれらの更新を受けようとする者の利便の増進に係る措置その他のこれらの手続についての必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するため、当該捕獲等への貢献に対する報償金の交付、射撃場の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（必要な予算の確保等）

第十六条の二 国及び地方公共団体は、被害防止施策（第十条及び第十三条から前条までの措置を含む。）を講ずるために必要な予算の確保に努めるものとする。

2 都道府県は、前項の規定により必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配慮するものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第十七条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等を踏まえて鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止することの重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

（生息環境の整備及び保全）

第十八条 国及び地方公共団体は、人と鳥獣の共存に配慮し、鳥獣の良好な生息環境の整備及び保全に資するため、地域の特性に応じ、間伐の推進、広葉樹林の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（被害防止施策を講ずるに当たっての配慮）

第十九条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意するとともに、その数が著しく減少している鳥獣又は著しく減少するおそれのある鳥獣については、当該鳥獣の特性を考慮した適切な施策を講ずることによりその保護が図られるよう十分配慮するものとする。

（農林漁業等の振興及び農山漁村の活性化）

第二十条 国及び地方公共団体は、被害防止施策と相まって農林漁業及び関連する産業の振興並びに農山漁村の活性化を図ることにより、安全にかつ安心して農林水産業を営むことができる活力ある農山漁村地域の実現を図るよう努めなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（見直し）

第二条 被害防止施策については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況、鳥獣による農林水産業等に係る被害の発生状況等を勘案し、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。

（特定鳥獣被害対策実施隊員等に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例）

第三条 第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（次項において「特定鳥獣被害対策実施隊員」という。）が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十号）附則第一項ただし書に規定する日（次項において「改正法一部施行日」という。）以後に新たに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当

該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、当分の間、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者（当該許可済猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（同号及び第三号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該許可済猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）」とあるのは「所持している者」と、同項第二号中「経過しないもの（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあり、及び同項第三号中「経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあるのは「経過しないもの」とする。

2 前項に定めるもののほか、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。）であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、改正法一部施行日から平成二十八年十二月三日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者（当該猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（次号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該種類の猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）」とあるのは「所持している者」と、同項第二号中「経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）」とあるのは「経過しないもの」とする。

附 則（平成二四年三月三一日法律第一〇号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年十一月一九日法律第一一一号）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年十一月二八日法律第一三一号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第一項第四号の改正規定、第五条の二第三項及び第五項の改正規定並びに第九条の十第一項の改正規定（「第五条の二第三項第三号又は第四号」を「第五条の二第三項第四号又は第五号」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

その他、関係法令に関しては
それぞれ管轄省庁のホームページを確認すること

銃刀法（警視庁）

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/hamono/hamono.htm>

火薬類取締法（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/law12.html

外来生物法（環境省）

<https://www.env.go.jp/nature/intro/>

自然公園法、自然環境保全法（環境省）

<https://www.env.go.jp/park/doc/law/np.html>

廃棄物処理法（環境省）

<http://www.env.go.jp/recycle/>

動物愛護管理法（環境省）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/

ペットフード安全法（環境省）

<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/petfood/outline.html>

森林法（林野庁）

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/hourei.html>

電波法（総務省）

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/>

文化財保護法（文化庁）

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/

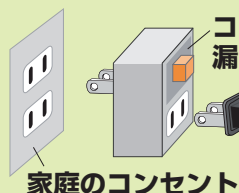
！ 電気柵の安全な使用について

- 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「柵」のことです。
- 「電気柵」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。

電源及び漏電遮断器

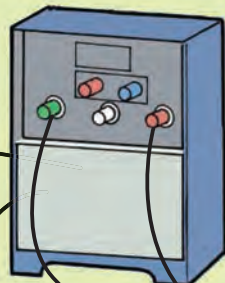


(ソーラーパネルで発電し、
充電するタイプを含む)



漏電
遮断器

電気柵用電源装置



！ 電気柵用電源装置の使用

電気柵に電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気柵用電源装置を用いる必要があります。



開閉器(スイッチ)

※電源装置本体に付属されており、容易に操作できる場合、外部に追加する必要はありません。

！ 開閉器(スイッチ)の設置

電気柵に電気を供給する回路には、電気柵の事故等の際に、容易に電源から開放できるように、開閉器(スイッチ)を設置する必要があります。

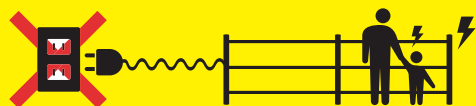
！ 漏電遮断器の設置

電気柵を公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。

「電気柵」を設置する際の主な注意点

家庭用電源から直接、電気柵に電気を供給することは絶対に行わないでください。

人や家畜を死傷させる事故につながるおそれがあります。



！ 危険である旨の表示

電気柵を設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要があります。



**鳥獣被害対策関連制度
早わかりマニュアル企画編集委員会**

鈴木正嗣

岐阜大学応用生物科学部（野生動物管理学狩猟学）

山端直人

三重県農業研究所

古谷益朗

埼玉県農業技術研究センター

江口祐輔

農研機構・近畿中国四国農業研究センター

参考文献

『Q&A 早わかり鳥獣被害防止特措法』

自由民主党農林漁業有害鳥獣対策検討チーム 編著 大成出版社

農林水産省HP

鳥獣被害対策コーナー <http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/>

環境省HP

野生鳥獣の保護及び管理 <http://www.env.go.jp/nature/choju/>

経済産業省HP

「電気さく」を設置する際の安全確保等のお願い

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/07/210727-10.html

問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村環境課

鳥獣対策室 鳥獣被害対策調査技術班

TEL：03-3502-8111（代表）

FAX：03-3502-7587

鳥獣被害対策関連制度 早わかりマニュアル

発行 平成28年3月
(株)農文協プロダクション
〒107-0052
東京都港区赤坂7-5-17 ラグジュアリーヒルズ7517
TEL03-3584-0416
FAX03-3584-0485

監修 農林水産省 農村振興局
〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL03-3502-8111